

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

当局より、保育所長、梁取洋一君の欠席届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は演壇及び一般質問者席で行い、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

1番、中野大徳の一般質問を許可します。

1番、中野大徳君。

[1番 中野大徳君 登壇]

○1番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

一つ、国道の危険箇所について。

只見町の国道は、国道289号と国道252号の2本が通り、その通り沿いには多くの集落が点在しております。特に国道289号八十里越は早ければ令和8年秋頃には供用開始の予定となり、交通量も増加することが示されております。町では危険箇所等の改良を要望し、改良を進めているが、現在の状況をお伺いいたします。

すみません。番号抜けてまして、これ、2番、3番です。

2番、常勤医師の確保について。

現在、常勤医師が不在となっております。現状について町長の考えをお伺いします。

3番、町長の2期目への考えは。

只見線運転再開、国道289号八十里越の開通等、明るい話題もある中、人口減少と少子高齢化に伴う様々な課題に直面していると感じております。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 1番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国道の危険個所についてであります。

国道289号八十里越については、昨年12月に国土交通省から、冬期間は通行止めとはなるものの、令和8年秋から令和9年夏には、一部現道を活用した暫定開通となる見込みであるとの発表がありました。この開通により、町内の交通量が大幅に増加するものと考えております。

国道の危険個所等の改良につきましては、中野議員ご承知のとおり、南会津建設事務所との地域課題検討会や各期成同盟会の中で、県及び国へ要望活動を実施し、改良促進をお願いしているところであります。

現在の町内の状況であります。只見地区の駅前交差点につきましては既に着工済みとなっており、年内の完了予定となっております。

大倉地区の歩道整備につきましては、現在、用地の取得中であり、工事については来年度着工予定となっております。

国道管理者である福島県においては、まず通学路等を優先に、危険個所等の改良を実施されているところではあります。町内交通量が増えることは間違いのないところでありますので、改良促進に向けさらに要望活動を実施してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、常勤医師の確保についてお答えいたします。

朝日診療所の常勤医師は9月末で退職されることが決まっております。10月1日からは常勤医師が不在となる状況であります。こうした現状において町長の考えはといったお質しですが、やはり早急に常勤医師を確保したいと考えております。

現在、福島県と協力し、県外からの医師移住・定住促進のための、ふくしま医師移住定住促進事業の一環として、医療採用支援サービスを利用した常勤医の募集に取り組んでおり、

県及び医療人材のマッチングをサポートする事業者とともに、ご応募いただく医師の希望に合わせた業務内容、勤務要件に柔軟に対応できる体制や医師が働きやすい環境を整えるといった話し合いを進めております。働きやすい環境や休日の確保などは医師の希望要件に大きなウエイトを占めているといった事業者のお話もありましたので、町としても真摯に取り組んでまいります。

また、医師からのオファーを待つばかりでなく、町として積極的なアプローチも必要と考えております。常勤医師の確保のために日々努力してまいります。

次に、町長の２期目への考えはというお質しでございます。

これにつきましては、昨日もご答弁させていただいたので、一部重複しますがお許しいただきたいと思っております。

私といたしましては、引き続き２期目の町政を担わせていただきたいという意欲を持っております。まずは今は只見町議会９月会議の審議中でございますので、十分にご審議をいただけるように、その説明に意を尽くしてまいりたいと考えております。したがって、９月会議が散会後に私の後援会と相談いたしまして、正式に態度を決めさせていただきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

昨日もいただきましたご質問にもお答えしましたが、私の政策目標は只見町の将来に向かって行動するまちづくりでございます。先ほどもご質問いただいた国道２８９号八十里道路の全線開通が差し迫っております。また、ＪＲ只見線も全線運転再開されました。そういった交通環境、地勢の変化、一方で少子化・高齢化に伴う人口減少等々、課題山積ではありますが、将来ともに只見町が残っていけるよう持続的なまちづくりを皆様とともに、町民の皆様とともに力を合わせて取り組んでまいりたいと思っておりますので、何卒お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○１番（中野大徳君） それでは一問一答方式に沿って再質問をいたします。

まず１番目の国道の危険箇所ということで質問いたしました。大雑把な質問で申し訳なかったんですが、自分が見るに、町内国道には様々な、いわゆる危険箇所が見受けられます。私の住むところは金山方面に近い地域でありまして、現状から申し上げますと、まずあの、十数年前に、滝ダムにおける土砂撤去が始まりました。その途中、平成２３年７月に発生した新潟・福島豪雨に伴い、さらに活発化、寄岩地区からの滝ダムの土砂撤去が活発化しまし

た。それに伴いまして今度は只見川の河川整備計画が計画され、町内・外から多くのダンプカーが国道252号、国道289号を往来していることは皆様も実感されていることと思います。

さらには、只見線全線開通に伴い増加した、いわゆる撮り鉄さんと言われる方々や観光客、そして町が観光のためにレンタサイクルなどで、252号と289号が、いわゆる交差する場所に位置する叶津橋梁、それから重要文化財などもあります。旧長谷部家住宅、いわゆる番所でもありますけども、やはりレンタサイクル等で訪れる観光客も私見ておりまして、まあ、危ないと思うところが多々あります。

今、工事関係のダンプカーなどはすれ違う時に安全のために速度を緩めたり、場合によっては片方が停車したりして安全を確保していただけていますが、前に自転車1台通ってれば、停車せざるを得ない、そういったすれ違うような光景も多発しております。

さらには、河川整備計画によって叶津地区から只見地区に入る道路は景色が良くなったとか、あそこ、木を伐採していただいて、堤防になる予定ですが、非常に見ていると危険であります。ガードレールもない、歩行者用の道路もない状況であります。誰が一番に落ちるのかなという話もありますけども、非常に危険な状況だと感じております。

そこでまあ、今、この回答書には優先順位をつけてとはありませんが、各機関に要望し、歩道、大倉地区の歩道整備も始まりました。用地も買収しました。通学路を優先にという回答であります。こういった現状を踏まえますと、今、国道289号が開通して交通量が増えるというところでどうしても視点がいきがちですけども、現状、もう既に、あの辺は交通量が莫大に増えておるのが現状でございます。特にダンプカー、開通して観光客がどれくらい来るのか、それはデータ化されて台数はわかりますけども、大体想像してはいますけども、でも秋に、早くて令和8年の秋です。冬止めるとなると、令和8年に開通しても只見の秋は非常に短いです。そして通行止めになることがもう現実です。これは。早くて秋ですから。雪も多い地区ですから、これは令和8年に開通式をたどってきたとしても閉鎖になるのはもう、開通しても1ヶ月後には閉鎖になるのかなと予想しております。この現状を道路パトロールとか、いろいろ見て、僕はわかっているんでないかなと思ってましたが、なかなか、わかっていただけないのかなと思って感じております。

これ、国道の危険個所に対しての、例えば優先順位、それから例えば歩道の優先順位とか、そういったものがもしわかれば教えていただきたい。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 中野議員のご質問にお答えをいたします。

まずもって、中野議員がおっしゃった、ここ10年らい、滝ダムの土砂撤去、さらには災害によるダンプの往来、只見川の河川整備によるダンプカー、只見線に関係した観光客等々で非常に、議員おっしゃった道路については相当の交通量がありますし、さらにダンプカーのすれ違い等々もなかなか厳しいような状況というのは同様に認識をしております。

そういった中、国道の場合ですと、三桁国道なんで福島県の管理ということになりますけれども、歩道の設置ということになりますと町長の答弁にありますとおり、通学路等を優先に危険箇所等の改良がまずは優先されると。通学路というのは小・中学生というような認識だというふうに聞いております。さらにあの、その他、狹隘区間、特に国道252号線につきましては元々、山岳、急峻な地帯を通っているルートなんで、元々、道路幅が非常に狭い、狹隘、屈曲箇所が非常に多いというふうに認識をしております。

そういった中で、町としましては、町長の答弁にもございましたとおり、様々な機会を利用して要望活動を実施をしております。国道252線につきましては、歩道ということですので、なかなか優先順位が上がらないというようなこともありまして、町として道路幅員の確保ということで道路幅をとにかく広げていただかないと危険の箇所が消えないということがまずあるということで、そういった形で要望は続けておるところでございます。それだと優先順位というのはなかなか、ちょっと言葉でも実際、どういうものかというの、言葉で出せないんですけども、一番は用地の確保ができるのかどうかということがおそらく優先される。そのうえで危険の度合い等々を確認をされて事業が進められるのではないかとこのように考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ありがとうございます。

まず、答弁書の中に先ほど課長おっしゃいました、通学、歩道に関しては通学路等を優先的にという答弁でございます。3・4日前、課長に頼んで、歩道の付いてる場所をちょっと調べてくれないかということで昨日いただきましたが、非常に見づらい地図で、ここで今日、皆さんに資料としてお配りしようと思ったんですが、ちょっとあの、あの資料では私でも全然わからないような資料でしたので、今日はそれはしませんけども、実際、私、調べたところによればですよ、まず、会津若松方面から、頭の中に描いていただきたいんですが、入っ

てきまずと塩沢地区あります。そうすると、あそこは、要するに河合継之助の記念館の駐車場ができました。あっちから来れば左側に、国道を渡るまでは歩道ができました。できました。塩沢では歩道と言えるのはその場所だけです。で、蒲生に来ます。蒲生に来ますと右側に幅員だけは確保してありますが、歩道も一箇所、ガードパイプが付いておるところがあります。そこだけです。八木沢地区に入ります。八木沢地区、歩道と言われる歩道はありません。ただ、幅員は昔の融雪溝的なものはありますが、歩道と呼べそうなものはありません。叶津地区。まったくありません。で、只見地区に入ります。五十嵐機工さんの前から来ると右側に歩道あります。ありますね。それは駅前まで、交差点まであって、交差点近辺にはありますが、そして、田子倉ダム方面に行きますと、今度は歩道はお寺さんまでしかありません。その先、歳時記会館に行きます。歳時記会館周辺から今度、宮渕集落まで、右側に良い歩道ついてます。はたしてあれが通学路なのかなと。で、今度、館ノ川方面に行って、その説明もしてもいいんですが、まず行き当たりばったりの歩道が只見町の中に点在しています。集落内だからといってあるわけではなく、通学路に決められた優先順位もちょっと考えにくいなど、そういうふうに見受けられます。

そして、今、課長おっしゃった、狭隘区間でできないんじゃないかと、幅員の確保をなんとか確保してとおっしゃいますが、ますが、幅員の確保もできてないところも多々見受けられます。

で、答弁書には、様々な理由書いて、これは国の管理ですから、それはそうかもしれませんが、担当課として、私はよくお調べになってんのかなというような、非常に危惧しております。

というのは、私、議員にならせてもらって、議会には議員大会というものがございます。議員大会の中で、ずっと、ならしてもらってからずっと、叶津の狭隘区間、鉄道の下、これを要望して、今も要望しております。今年も要望しました。これは議会の、只見町の議会の要望事項としてずっと、もう何十年もやってきておりますが、一向に改善されない。議員大会の、必ず返答がありますから、それ、ここで読み上げてもいいんですが、まず、これ、ちょっと、たぶん、町長は出席なさってますからわかると思うんですが、担当課長、それ以外の方はちょっとわかりにくいと思いますので、ちょっと読み上げますが、まず、一般国道289号八十里越区間の開通に向けた周辺道路の整備促進についてということで、只見町議会から毎年要望しております。これは、確かに八十里越を看板にして整備してくれという要望

もありますけども、只見町内の一般国道289号は道路幅が狭いところが多く、カーブなどで大型車両のすれ違い、通行が困難な個所が多いことから、特に大倉地区、深沢地内、長浜、これの、具体的には明和橋の架け替えなどを早急に実現すること。これは先ほどの答弁でできました。

さらに2番目としては、これは具体的に叶津地内の一般国道289号、只見線の鉄橋は高さが低く、道路幅が狭隘の為、車両、歩行者ともに危険が伴う状況となっていますよと。252号合流交差点を含む未改良部分から只見駅までの整備促進を図ること。これは具体的に毎年、役人さんと、それから代議士の方という方に要望してまいりました。これが開通した後には狭隘区間を整備するという返答も個人的にはもらったこともありますけども、もう既に、もう危険な状態になっているのは、開通、今、私、言いました通りに非常にダンプカーが多くて大変な状況になっておりますので、開通を待たずに急いで、急いでというか、それは国道ですから大変なこともありますが、ありますが、現状を見れば、今の状況が非常に、これは、いつ、はっきり言って事故が起きてもおかしくない状況にあります。特に秋は大変です。撮り鉄から、それから乗り鉄から、レンタサイクルから、いろいろ来ます。ですから、今回、今質問しているわけですが、やっぱり、なかなか、事故等が発生しないと動いていただけないようなところはどうしてもありますけども、私はもう現状を見れば、いつ発生してもおかしくない状況でありますので、これは是非、担当部署として強く関係機関にお願いしていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ありがとうございます。

まずもって、議員おっしゃるとおり、非常に交通量が増えているということは認識をしております。そういった中で、町長の答弁にもありましたとおり、そういった危険個所の解消に向けて要望はしてきておるつもりでございます。今後も、そういった現状を踏まえまして、強く県のほうに要望をしてまいりたいというふうに考えております。

また、JRの鉄橋下の関係につきましては、前々からおっしゃるとおり、高さの関係等々あって、なかなか解消が進んでませんでしたけれども、現在、県のほうでその解消に向けて調査をされているというふうに伺っておりますので、どのような改良というのは、ちょっとまだわかってはおりませんが、そういったことで県は今動いていただいているというふうに伺っておりますので、それについては、そういったことをご理解いただければと思い

ます。

今後とも、こういった危険個所の解消に向けて努力してまいります。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 最近、これ、ちょっと余談になりますけども、館ノ川地区が非常に事故が多いです。やはり、昔からあそこは、旅行村のほうからの出口もありますけども、なんで事故が多いのかなという、勝手に予想したり何だりはしてますけども、先日も車が突っ込んだような、ありました。あそこ、館ノ川の人に言わせれば危険個所なのかなと思いますし、事故率も非常に多いことから、やっぱり危険個所なんだなと僕も思っておりますけども、やはり館ノ川地区、消雪道路のパイプが現在もあります。消雪は出しておりませんが、それは区民の方の要望によって消雪はしなくなったようではあります。たぶんあの、只見方面から行くと、あの消雪のですね、出る、そのパイプの出口を心理的に踏みたくないような感じで避けるような感じで通る方が多くて、寄りすぎてあちに行ったり、でも、あそこはガードパイプが付いてますから、歩行者がたとえ居たとしても守れるのかなと思いますけども、そういった、やっぱり危険個所は、やっぱり地元に住んでいる人が一番わかるわけですから、担当課のほう、事故が発生しやすい場所なんかはもう、把握していらっしゃると思いますので、そういったところは特に強く要望していただきたいなというふうに思います。

じゃあ、この（聴き取り不能）は近々また、交通量がさらに増えるところでもありますので、これは早急にですね、是非、担当課としては要望しながら、私、議員のほうでも、議会のほうでも一生懸命要望しておりますので、よろしく願いしたいなと思います。

次に、国道の危険個所はそういうことでよろしくお願い申し上げます。

それから、次は、朝日診療所であります。私の質問は常勤医師を必要なんだというお願いであります。昨日の質問の答弁内容聞いておりますし、わかって、事情はわかっているつもりではあります。町長は、広報ただみの町長室に詳しく、朝日診療所のことを書かれました。町長書かれたものですから、読み上げることもないんですが、10月以降の常勤医師の確保の件は、僕に言わせればたった5行で終わっております。町としても努力はしていると。それから、昨日の答弁のとおり、福島県からも朝日診療所を最優先で医師の確保に努めるといってお話をいただいております。昨日もそのような答弁でございました。

昨日の答弁の中で、答弁の中で、民間というか、そういった、よくわかりませんが、その

お医者さんのところに福島県として声をかけていて、福島県に派遣してもらって、そのお医者さんに対する報酬は福島県に払ってもらおうと。違いますか。ちょっと、昨日の答弁、その辺のところちょっとお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問にお答えいたします。

答弁書にもありますとおり、福島県の事業を使いまして、その民間のその医師の医療人材の派遣というか、マッチングをする事業者さんと県が一応、契約を結ぶ形になっております。で、その、ただそのマッチングをするための、こういった医師を募集するかというのを、一応、朝日診療所を最優先ということで、朝日診療所に来ていただける医師の要件というのを、只見町と、県と、その医療人材のマッチングの会社で三者で共有をしまして、そういったサイトに載せていただくというのが、一応、形になっています。で、実際、もし医師の方がいらしていただければ、その方に報酬を払うのは勿論、只見町になりますけれども、そのマッチング会社のほうに、例えばその成功報酬というんですかね、医師が見つかった際の成功報酬的なものは県がお支払いするというような形の契約というか、になっております。本来ですと、只見町、朝日診療所が直接、そのマッチングの事業者と契約をすれば、医師が見つければ、町が成功報酬という形でお支払いするんですけども、お金を、事業者に。ただ今回はそれを県が代理でやったださる。でも医師が実際、働くのは只見町で働いてもらうことになりますので、それは町から報酬として直接、医師にはお支払いするという流れになる、今そんな形で進んでおる事業であります。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 大体理解しました。人材バンク的なものが、医者ですね、それがあるとは僕も承知しておりました。おりました。今、そういう形で条件等を昨日の答弁では整理なさってるという答弁でございました。

これ、あるかどうかわからないんですけども、医者の世界だからわかりませんが、例えば、こういったことは、福島県だけでなく全国でやられていると思うんですよ。全国、今は医師不足ですから。その中から、この福島県の只見町を、その人材バンクに登録しているお医者さんが選んでいける。いただける。これはやはり相当、大変なことかなと。僕は自分では思っております。報酬の件もあるでしょう。この報酬に関してはたぶん、統一はしてはないでしょうから、同じ田舎でもっと条件の良いところで、もっと報酬のいただけるところ

で、これは医者も人間ですから、これはやはり、私はそういったところに選ばれるのが摂理
というか、お医者さんも若いうちはやはり、なので、よほどの良い条件でないと私は只見町
に来ていただけないと勝手に危惧しておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問ですけれども、おっしゃるとおり、実際にそ
のマッチングの事業者様とお話をしますと、やはりエリア的にはとても厳しい場所ですよ。
へき地山間地域なので、まず、そこが一番厳しいと言われました。勿論、報酬もそうなんで
すけども、やはりその報酬以外の何かがないと、なかなか選んでもらえないだろうというの
もアドバイスとしていただきまして、一応、診療所としては5日間勤務でお願いしたいとい
うのが最大の条件なんですけれども、やっぱりそういったところに登録される医師の方が一
番希望するのは、やっぱり週3日ないしは週4日の勤務を希望される医師が非常に多いと。
それはなんでかという、月曜日から木曜日まで働いて、金曜日は実家に帰って、土日は家
族と過ごしたい。また戻ってきて月曜日から働くというスタイルが結構スタンダードになっ
てきていて、やっぱりそういう働き方を希望する医師が多いんだという話はいただきました。
なので、今、要件として、診療所として、週5日お願いしたいという第一希望ではあるん
ですけれども、そういった先生方から4日でどうですかという希望があれば、それは対応でき
るような体制を、じゃあ5日目は非常勤の医師をお願いしようとか、そういった体制がと
れるような今話し合いを進めているところです。

また、年令的にも、診療所は今まで本当に若い先生にずっと来ていただいたんですけれど
も、なかなか若い先生に来ていただくのも難しいのではないかと。なので、上限を、医師の
年齢の上限をある程度上げていかないと、なかなか来ていただく人は見つからないのではな
いかというような話し合いの中で、今、その条件をちょっと詰めているといったような状況
にはなっております。ただ、勿論、そういった活動しなければ絶対に来ることはないので、
せっかく県も協力して、その常勤医の確保に向けて動いている状況ですので、町としてもで
きることはやりたいなというふうに思っております。そういうような状況になっておりま
す。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ありがとうございます。

これからの、昨日、3番とも、それはごっちゃになってしまいますけども、やはり、町長

のおっしゃる、安心して暮らせる町の道半ばであるので、2期目にも挑戦してやりたいということの答弁をいただいております。

実は、町長も昨日おっしゃいましたように、そういった電話もいただいたりしているということも、直接言われていることもおっしゃっていただきました。私達も直接言われることは多々あります。

じゃあ、この広報ただみに書かれた、これを実は読んだ方がやはり、おっしゃってくるんですね。というのは、これ、読みますと、やはり、新潟の大きな病院に私達と一緒にお願いしに行ったことも書かれておりますが、これ、読まれた方は、いや、そんなこと、今の状況で言ってるんじゃないですよ。それは将来、近くなって救急車が行く。それはそれとして、今の現状、それから何か月後のことを心配しているんであって、だからわざわざ議員に言ったり、町長に直接言ったりしているんですよという心配なんです。不安なんです。やはり、年を召されて、ここで生まれ、ここで育ち、ここで働いて、そして、自分の生まれて、自分の建てた家で最後。これはやはり、人間としてこれは本望なんじゃないかなというふうには、お年寄りの話を聞いてますと、私もそう思いますし。

というのは、またお盆の話をして申し訳ございませんが、縁あって、ある代議士さんと新盆のところをまわった時に、代議士さんに直接、帰り際にお問い合わせの方もいらっしゃいました。医者、なんとかしてけやれと。これがやっぱり本音なんだなというような感じを私は思いました。やはり、娘、近くにいますよ。新潟にいらっしゃる方です。その方は。娘もいつでも来いと言われているらしいんですけども、いや、私は、私は行く気なんかありませんよ。たまたまその娘が私と同級生なものですから、よく連絡は取っているんですが、いつでも来ていいよとは言ってるんですが、自分はその気はないという、一人暮らしです。まあ、それがやはり本音なのかなと、非常に心を打たれましたし、そういう人からやはり、常勤医のお話をいただきますと、これは、ここで、町長室で説明なさっていることもよく理解はできますが、やはりこれに対しては町長は最大限の努力をすべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今、中野議員から、切々とお話をいただきました。やはり、生まれ育った家もしくはその地域で、最後まで生活し続けたいという思いは、その方もそうですし、中野議員もそうおっ

しゃいましたし、私もそう思っております。

そういった中で、本当に切なる願いを現在叶えられていない私の力不足も含めまして非常に申し訳なく思っております。

当然、いろいろなところをお願いはしておりますが、その具体的な形として一つは先ほど保健福祉課長、兼事務長が説明した県の支援による、そういった募集の努力も一つありますし、改めて、昨晚もある先生と、夜、保健福祉課長も同席、兼事務長も同席しておりましたが、その中でいろいろお話をさせていただきましたが、過去には只見でホームステイというのをやってまして、医大の学生さんがホームステイをして、診療所で学んで、そういったカリキュラムがあってへき地医療を学ぶということをやっておられましたし、会津地方振興局とか保健福祉事務所で、そういった大学の、出身大学に関わらず、やはりへき地医療に興味のある方を会津地方の診療所を、病院を巡って、学んでもらって、体験してもらって、見てもらう。そういったことをやっておりました。私も診療所の事務長当時、若干のお世話をさせていただいたこともあるんでよく覚えてますが、その先生がおっしゃるように、確かにそれがコロナ以降なくなって、今はそういった取り組みが行われておりません。そして、実際、今、ホームステイといってもなかなか、ご高齢の方がお一人暮らし、二人暮らしでは難しい環境になって、ホームステイの受け入れ先もなかなか見つからない状況ですので、それはおっしゃるには別に民泊でなくていいから、例えば町で、そういった施設といいますか、泊まれるところが用意できて、そういったところでも良いんじゃないでしょうかという話がありました。あとは、やっぱり地元の方の、一言で言って温かさといいますか、例えば先生とか学生さんが来られた時に、一緒にお昼食べようとか、今晚、晩御飯、時間ありますかとか、やはり地元の方が、そういう診察だけ期待されるんでなくて、勿論、それが一番ですけど、やはりそういった温かい方々が地域にいらっしゃって、一緒にお昼食べたり、晩御飯食べたり、それだけじゃないんですけど、いろいろな話し合いをしたり、やはり、そして、来てくれてありがとね、また機会あったら来てねって言えるような、そういったカリキュラムを町のほうから提案したらいかがでしょうかというご提案をいただきました。そして、今まではその大学とか、県のカリキュラム、プログラムに沿って、こちらは受け身で、来られる学生さん、若い先生を受け入れるという立場でばかりやってきましたけど、これはあの、只見町も勿論そうですけど、南会津西部地区含めて、やはり、もう時間の問題で、どんどんどんどんお医者さんが少なくなっている。で、若い世代のお医者さんになってくれば、昔よく言った

赤ひげ先生的な人は、もう、そういった方はいらっしゃいませんので、やはり、じゃあ休みの時は、例えば山登り一緒にするとか、交通安全の問題ありますけど、趣味が一緒の方だったら一緒に自転車に乗るとか、いろいろあると思いますが、やはり、そういったことで受け入れる環境、受け入れてくれる人がいるという地域になる温かさといいますか、努力といいますか、やはりそれは即効性はないかもしれないけど、そういったことが将来、成果といいますか、選んでいただけるということの大きなポイントになるんじゃないでしょうかということ、それは只見町だけでなく、例えば南会津町とか、あと、それは南会津西部地区の意味からおっしゃったのかなと思いますが、やはり一緒になってやるとか、そういったプログラムを県とか大学、町じゃなくて、地域から、我々はこういうプログラムをお願いしたい。についてはこういった宿泊場所を、ここを用意できます。こういった支援もできます。こういった地域のこと案内できるサポーター的な人もいますというようなことを提案なされてはいかがでしょうかというご提案を昨晚いただきました。ので、非常に、今まで医師を派遣してください、来てくださいというお願いはしてきてますし、当然それもお願ひしていきますけども、引き続き。やはり併せてそういった、我々、受け入れる側の態度といいますか、それも考えていく、具体的に動いていくということが大事だということは昨晚教えていただきました。

それにつきましても、先の話も大事ですが、今今の話ですので、その補完的する意味で、補完の意味で、オンライン診療。昨日もご質問いただきましたが、やはり、常勤医師ではなくても非常勤の医師が来ていらっしゃるほかに、例えば雪んこタクシーで朝日診療所に行つて、その診療室で毎週何曜日とか、そのオンライン診療を、その例えば会津若松とか、福島とか、今、回線でどこも繋がりますから、そういった先生をお願いしてオンライン診療ということは、改めて県のほうをお願いしてみたいなというふうに思っておりますので、的確な答弁になっていないとは思いますが、正直、力不足をお詫びしつつ、現在の正直な話をさせていただいたつもりでございますので、引き続き議員の皆様からいろいろ、お気づきの点や情報等、様々ございましたら、引き続きご提言やご指導をいただきたいと、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 正直なお話ありがとうございます。

やはり昨日、質問が重複しましたので、町長も朝日診療所については後退していることを

認めざるを得ないと。しかし、これは喫緊の課題だと。さらに、この今朝の朝刊にも、町長、一面に大きく載られて、人口減少、これを念頭に持続的な只見の体制づくりのために2期目を担わせていただきたいと。これは只見町民にとって、非常に私は期待して皆さん見ているのではないかなと。反省するところはしっかり反省していただいて、これは診療所に関してはもっと、僕はよくわからないんですけども、3月にはそういうあれがあったわけですから、僕は手を打てたんでないかなと、今わかりませんよ。これ、僕の考えが間違いかどうかわかりません。町長の、町長室にも町長のスケジュールが載っております。その時のスケジュールを見ますと、例えば診療所に関する行動は、これで見ると、星北斗さんのところへお願いに行ったと。あとは診療所に関する町長のスケジュールには、やっていらっしゃることとはわかりますけども、実際にはこれを見るのは町民ですから。なんだ、本当に動いているのかなと、そういうふうに見えて、やはり、しまうのかなと。だから町長も言われるし、私達も言われる。やはり本当に、これはあの、僕はこの前ですか、退職なさった役場職員の方に言われました。町長、本当に探す気あるのがよと。いや、一生懸命やってらっしゃるんじゃないですかと。見えなところで。私達には。という返事はしましたけども、やはり、町民にはやっぱり、そう見えてないのかなという危惧もあります。これ、一生懸命やって、結果、私は昨日のお話では情報の解禁日というお話もありましたけども、やはり、役所さんですから、情報の解禁日はまた3月頃に勝手になるのかなと思ってはおりますけども、県の派遣や人事の関係から。なりますけども、やはり、今、手遅れにならないようにできる限りの最大限の努力をして、いらっしゃるのはわかりますが、町民にもわかるような形で町長は2期目を目指されたほうが、私はそれが町長の責任だと思っておりますので、最後の質問にいたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当に改めまして、本当に今、町民の方々の切なる願いは医師の確保、診療体制の確保だと。直接、議員は、本当にあの、町長のスケジュール見て、本当に探す気があるのかとか、いろいろ、本当に厳しいお言葉、本来であれば私に向けられるべきものを受けていらっしゃるといいますか、お聞きになっているということで、それをお伝えいただきました。本当に改めてその、切実としか、勿論、みんなそのように認識しておりますので、今いただいた町

民の方の代弁の声も含め、中野議員の想いも含め、受け止めさせていただいて、その、先ほど申し上げた、縷々申し上げましたけども、全てできることはやり尽くすといえますか、言葉で言うのは簡単ですが、やり尽くせてないのかもしれないので、改めてもう一度、先ほど申し上げた以外にもっとあるかもしれませんし、できる限りのことをやって、さっき言いましたが、只見町が生き残れるような、そういった環境に懸命に努力していきたいというふうに思いますので、改めまして中野議員はじめ議会の皆様にお力添えとご理解を心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 最後って言いましたけども、町長はこの議会閉会後に後援会と相談してどうのこうのとおっしゃいました。町長が、今回どうなるかはわかりませんが、相談するのもいいですけども、どうしてもやり残したこともあるわけですし、今、もう新聞にも載ったわけですから、町長が2期目を目指すと言えば、後援会の人、誰も反対なんかしませんよ。町民もこれは、やってほしいと、やり遂げてほしいと、そういうふうに思います。私は。なので、やはり、大変な時代ですけども、本当にこれは誰がやっても大変な時代だと思います。でもやはり、今ここにいらっしゃる方々が一丸となって、やはり頑張るしかないわけですから、これは是非、町長にお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 質問時間が60分になりました。

これで、1番、中野大徳君の一般質問を終了します。

次に、5番、目黒道人君の一般質問を許可します。

5番、目黒道人君。

〔5番 目黒道人君 登壇〕

○5番（目黒道人君） それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問の一つ目、学校町民プールについて。

学校や町民プールの運営には様々な課題が多く存在しています。今後の運営について以下に伺います。

一つ目、学校プールにおいて一般細菌増加の原因はその後、特定されたか。また、その対策は検討されたか伺います。二つ目、学校プールは肌寒い時期、6月ですけれども、プール

開きとなり、本格的に暑くなる8月を前にして終了してしまいます。開始時期、利用期間について適切と考えるか伺います。三つ目、町民プールの設置目的を伺います。四つ目、町民プールを現在利用できていない理由を伺います。

二つ目、職員の不適切な事務について。

職員による不適切な事務処理があったことがありましたが、これまでも事の大小はあれど、度々問題となっておりました。再発防止に向けた今後の取り組みを伺います。一つ目、そもそも何故、一人が仕事を抱え込んでしまうのか。同僚や課長が手を差し伸べられなかったのか伺います。二つ目、チェック体制、再発防止策を伺います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 5番、目黒道人議員のご質問にお答えいたします。

学校・町民プールについてのご質問であります。項目ごとにお答えをいたします。

1点目の学校プールにおいて一般細菌増加の原因はその後特定されたか。また、その対策は検討されたかについてであります。

一般細菌の増加に関して調査を行いました。現時点では明確な原因の特定には至っておりません。しかし、衛生管理を徹底するため、プール使用前の清掃方法の改善、使用中の水質検査及び管理の強化、適切な水の循環・浄化の徹底などの対策を校長会で共有し、次年度から実施することといたしております。なお、引き続き原因の特定に努め、効果的な対策を講じてまいります。

2点目の学校プールは肌寒い時期にプール開きとなり、本格的に暑くなる8月を前に終了してしまう。開始時期、利用期間について適切と考えるかであります。

プールの利用期間は、夏場の7月上旬から1学期終了時の7月下旬までを目安に設置しています。しかし、ご指定のとおり、肌寒い時期にプール開きが行われ、夏場の最も暑い時期には利用が終了してしまうことは子ども達にも残念なことだと認識しております。そのため各学校と協議し、気候に応じた柔軟な対応を検討し、開始時期や利用期間の見直しを検討したいと考えております。

3点目の町民プールの設置目的についてであります。町民プールは只見町営町民広場設置条例の設置目的にあるように、地域住民の健康増進、産業の振興及び町民体育の振興を目的として設置しているものであります。

4点目の町民プールを利用できないのはなぜかについてであります。

町民プールは、かつて町下町民広場の水泳プールを使用しておりましたが、施設や機械設備の老朽化により改修費用の問題から使用が困難な状況にあります。そのため、現在は只見中学校のプールを利用している状況であります。しかし、町民プールとして開放するには安全管理上、普通救命講習を受講した監視員を2名配置する必要があります。毎年、監視員をお知らせばんで募集しておりますが、応募がないため、町民プールの運営が困難な状況にあることをご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 次に、職員の不適切な事務についてであります。今回判明しました不適切な事務及び対応等に関し、関係された皆様に対し改めてお詫びを申し上げます。

それでは項目ごとにお答えいたします。

1点目の、何故、一人が仕事を抱え込んでしまうのかについてであります。今回だけでなく、報告、連絡、相談がなかったことが大きな要因となっております。常日頃から、間違いやトラブル、事務の遅延等がある場合は、上司や同僚にすぐ相談することを指導しておりますが、自分一人で何とかしようという思いが結果として事態を悪化させ、取り返しのつかない状況になっております。

また、同僚や課長が手を差し伸べられなかったのかについては、事務の担当者が一人になってしまい、個々の事務の内容や進捗を把握できなかつたものと認識しております。

2点目のチェック体制、再発防止策についてであります。各課で対応は異なることとなりますが、一人の担当者に任せきりにならないようダブルチェックを行う体制を構築してまいります。

また、再発防止策として組織内において、報告、連絡、相談が徹底できるよう意識づけを行うとともに、相談しやすい職場環境となるよう努めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） ちょっと再質問の前になんですけども、先ほど中野議員の一般質問の中で、館ノ川の事故の件について、ちょっと触れられましたので、私、地元ということもありますが、その件について少しだけ触れたいのですが、議長、許可をいただけますでしょ

うか。

○議長（佐藤孝義君）　じゃあ、簡潔に。

○5番（目黒道人君）　簡潔に。

事故は今週月曜日の朝7時40分頃、館ノ川地内の国道289号線沿いで起こりました。今回の事故は、歩道を隔てるガードパイプ。それを乗り越えてですね、歩道を横断する形で電柱に衝突して車はとまっております。今も路上にはその傷跡と、それから電柱は鉄筋がむき出しになって非常に危険な状態がありますので、通行の際にご確認いただければと思いますが、その7時40分というのは学校の集団登校の時間と同じでございました。館ノ川の子どもたちの集合場所がまさに、その事故現場というところになっております。事故は登校後、その場を離れて学校へ向かう最中に起こっていましたので、今回は免れる、事故にあうことは免れておりまして、不幸中の幸いだったなと思っております。ただ、先週も同じ館ノ川の歩道、もうちょっと橋側ですが、そこでも同じく、ガードパイプに接触する事故、こちらが起こっております。万が一が2回起きているということは非常に残念なことでありますが、なお、学校の通学路で起こった事故だということ、ここは是非、重く受け止めていただきたい。地元としても、そしてまた、なにより保護者として、これはお願いしたいと思っております。一言申し上げました。

それでは再質問に移ります。

学校プールですけれども、ちょっとまだ、今のところ直接的な原因の究明には至っていないというところ。ただ、先日の資料によりますと、朝日小学校のプールの数値がちょっと他のプールに比べ、異常に細菌数が多い数値を示していました。これは僕なんかはその、やはり朝日小学校が全体に、やっぱり設備が古いのかなという印象を持っておりますが、そういった可能性があるか、ちょっと伺いたいと思っておりますが、そのろ過設備が古いとか、そういったことがあるのか。まずはあれですか。3小学校の中で一番古いのかと思っておりますが、そこをちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君）　教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君）　目黒議員のご質問にお答えいたします。

3小学校でプールが一番古いかというご質問だったかと思いますが、建物自体が一番古い学校になっておりますので、プールも同様かと認識しております。ろ過装置の件につきましては、10年目安で行っております。ろ過機のほうの分解整備を平成29年に一度実施して

おります。まもなくその時期がきておりますので、その分解整備の実施についても検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） ありがとうございます。

ちょっとそういった、ろ過装置のメンテナンスのタイミングもあるかもしれませんが、なお、来シーズンまでには何らかの対応を求めたいと思います。

それで、やっぱりこれは、なかなかその、学校プールの運営というのは本当に期間が特に只見の場合、短い、只見だから短いかというのもあるんですけども、様々な要因があって、どうしても授業の期間が短いのかなと思って考えております。

夏休みの間のプール開放も7月末いっぱい、7月いっぱい終わってしまうと。8月になっちゃうと入れないわけですが、これも伺ってみますと、今シーズンは小学校の完全閉庁があるということで、夏休みのプール開放もなかったりとか、それから台風の影響だったり、高温でそもそも、熱中症の危険がある時にはお休みしなきゃいけないとか、こういった背景もあると伺っております。なかなか授業として、そのプールの実施ができない要件が増えているというところについて、町としてどのようにお考えか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私からお答えをいたします。

まずあの、学校プールの運営につきましては、日頃から保護者の方にも監視のほう、ご協力いただいてプールを実施しておりますことを御礼を申し上げたいというふうに思います。

学校では1学期中のプール開放、プール活動を教育課程に組み込んで近年は実施をしております。これにつきましては、国のほうで通知、通達が出てございますが、プール監視に係る学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減することという通知がなされてございます。いわゆるあの、先生方の働き方改革等の中で、プール活動については、そのプールの管理や、そういった授業に携わる教師の負担を軽減することを通知したものでございまして、それに基づいて只見町の場合も1学期中にプール活動が終了するようなことで教育課程を組んでいるという状況でございます。なお、夏休みに入ってからプール活動につきましては、プール開放につきましては、やはり学校プールですので先生が必ず付いていなければならないということがありますので、保護者の協力と先生方の理解、協力が必要かなというふうに思われますので、なにぶんあの、子どもたちが楽しみにしているプール活動ですので、

なるべくあの、プール開放を多くする方向で今後検討していきたいなというふうには考えてございます。なお、保護者のご理解とも併せてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。そうなんですね。1学期中に終わるというカリキュラムになっているということなんですね。これはやっぱりその、なんか、世代間で、そのプールに対する認識が違うんだなと今思ったところです。僕らが、僕ら世代が、40年も前のことですから、あまり比較してもしょうがないんですけども、夏休み終わった後にプール大会があったのかなって、なんとなく記憶がありました。勿論、8月いっぱいまでだったと記憶してますけども、やっぱり暑かったですからね。その期間にプール大会があったりして、そういった思い出があったものですから、夏休み後に授業できないのかなと思ったら、1学期中に終わらなさいということだとすると、これ、しょうがないのかなって、ちょっと理解しました。

それではですね、町民プールのほうにちょっと話題を移したいんですけども、只見町営町民広場設置条例のことでなんですけれども、この条例によって町民プールがあるということなんですけれども、今、コロナ過をきっかけにですね、ちょっと今、実施されていないというところですが、この条例の目的が今達成されていないという状況だと考えておりますが、それについて、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

町民プールということではありますが、当初から町民プールということではなくて、元々は学校プールであったものを、その用途を、同じプールではありますけど、対象を生徒から町民の方ということで用途を変えて、同じプールではありますけど、町民プールという名称に変えさせて使ってもらってきたという経過がございますので、現在につきましては先ほど教育長申し上げました様々な事情によって町民プールが条例上は設置して運営するようになってますが、現在、その効用は果たせていないというふうに認識しております。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 事情が様々あるというのは、先ほど僕も質問した冒頭にも話したとおり、理解しないわけでは勿論ございません。ただまあ、条例としてですね、地域住民の健康

増進、それから町民体育の振興という目的謳っているものがございます。ですので、これはやはり、何らかの形で達成されたい条例なんじゃないかなと考えております。特にあの、只見ですとね、別にプールじゃなくても川や沢で遊ぶことも一応できます。でも、やっぱり、川や沢がすごくきれいなものですから、虻がどうしても出るんですよね。それなんで、暑い時期にやっぱり川や沢には近づけないというのがあります。僕なんかもコロナ前は町民プールを利用させていただいてました。町民プールであれば、まったくこないわけでないんですが、沢や川とは全然違ってですね、快適に水浴びができるというか、そういった環境があるのが町営プールだと思ってます。また、帰省客のプール利用なんかも実際多かったなど。実際、使ってみて思ってたので、そういったニーズもあるというところがありますので、何らか、やっぱり町民プールもですね、実施してほしいなと思っております。

もう一度、町長、答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

実はあの、お盆の時、多くの方が帰省されて、実家のほうに、只見のほうにいっぱいお越しになってます。そういった中で、只見の黒谷に雨浴びっていうところあります。朝日診療所の近くなんですが、あそこにお盆の頃行ってみると、ほとんど県外ナンバーの車が止まってまして、雨浴びのそのトイレの脇のところと、あと少し上流、白沢といいますか、黒谷入の集落に近いところ、大きく2箇所に分かれて、本当に子どもたちと大人が楽しそうに水浴びをされた光景を直接見ました。ので、非常にあの、そういった、せっかくお盆で帰省された時に、お父さん・お母さんや、おじいちゃん・おばあちゃんかもしれませんが、子ども達が楽しそうに雨浴びで水浴びをされてる光景は本当に良いものだなというふうに改めて思いました。

あと、目黒議員の昔の話と言われましたが、私はもっと大昔になりますが、私の時は、いわゆる小川沢とか、伊南川とか、沢とか川でしか、泳ぐというより、ヤスを持って魚を突くということを小学校の頃やってたんで、小学校の高学年の時に朝日小学校にプールできた時に、嬉しいんじゃなくて、少しがっかりした記憶があります。それはあの、また個人的な感情なんで別の話ですが、今はそういった時代ではないので、ちゃんと安全管理をでき、安全対策を施したうえで、しっかりした、もう、プールで、そういった中で泳げるような環境が大事だというふうに認識しております。

またあの、おっしゃったように、そういった望んでいらっしゃる町民プール、そういった

ものは皆さんが、多くの方が望んでいらっしゃるのかなというように私も認識としては持っております。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 率直なご意見だなと思います。

やっぱりその、川で遊びたい。遊べる期間がね、ないわけではないですけども、川で遊びたいというのもあるんですが、まず川で遊ぶ前に、プールの授業で、まずは泳ぎ方を身につけて、それから川に連れていきたいなというのがやっぱりどうしても、保護者としてはそういうふうに望んでいますので、是非、プールの授業が充実したものになるように、なるべくお願いしたいところです。

それでこの答弁見ますと、やっぱりこの監視役をきちっと立てられないということが直接的な原因としてはそこがあるのかなと思っております。おしらせばんで公募もあっても手が挙がらないというのは事実としてそうなんだろうなって思うしかないですね。ただ、この、それでやっぱり思うのが、やっぱりここにも人口減少問題なのかと、結局思ってしまうわけなんです。その子ども達にとって学習の機会が損なわれる、大袈裟な言い方ですけども、プールの時間が短くなるということは泳ぎが覚えられなくなっちゃうっていう、これが子ども達にとって良いか・悪いか、良いとはとても言えないんですけども。その人口減少、別にそれは地方自治体のせいじゃないよって全国自治会でもですね、発言されたりとか、僕もそう思っている一人なんですけれども、結局、そういう、人がいないという話に執着してしまうとなると、じゃあそこで、町長もおっしゃいますが、人口は減っても質は落とさない。生活の質は落とさない。むしろ豊かに暮らす。ここを目指すっていうのが本当に難しい。この二律背反をどう叶えていくのか。という部分ですね。これ、今回、プールをテーマに出しましたが、結局、この人口減少と生活の質、これをですね、どのように成立させていくか。町長のご意見を伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

大変大切で、且つ、大きな課題でありますので、私が語れるものはごく一部でありますけれども、先般も町村長、市町村長達と一緒に内堀知事に、ある要望活動いたしました。その席上、内堀知事が特に力を込めて言われたのが、今、目黒議員がおっしゃってることでした。今年、全国知事会があった中で、47都道府県で、従来は東京都と、あとは東京都に加え、

千葉県、埼玉県、神奈川県は、ほぼ考え方を同じにしていたと。ですが、今回の知事会は、東京都のみで、あとの千葉県や、栃木県も入りますかね、埼玉県、神奈川県は他の46道府県と考えをほぼ一致して、やはりまあ、そういうと、東京都、あと46道府県の構図になってしまうんですが、やはり東京の一極集中が本当に、さらに過度に進んでいるということで、その危機感を持っていらっしゃるという話がありました。ただ、それを言ってるだけではだめだということも同時におっしゃってました。やはり、それには昨日も申し上げましたが、福島県から他の県や都道府に転出される率が今、全国でワースト7番くらいで、何年か前まではワースト1だったということで、決して喜べない数字ではありますが、若干は改善されている。やはり、一番大事なのは、自分が生まれ育った地域を良いところがあるんだということちゃんと見つけ出して、評価して、それを大人が伝えていく、もしくは、そういった環境をつくっていくということが大事だということをおっしゃっておられました。出席していた我々、町村長も、市町村長もみんな、そのように思ったと思います。改めて地域の魅力、それを具体化、具現化して、それを子どもたちに伝えていって、将来、ここに残ってもいい、また、帰ってきてもいいって、人の割合といいますか、県外で、町外で活躍される方も多くいらっしゃいますから、それはそれで大事なことなんです、そういった割合を増やしていく努力を一緒にしていきましょうということをお話されました。どうしても、つい、私も昔は、よく、雪がいっぱい降るとか、よくまあ、謙遜の意味も込めてよく、挨拶代わりに、何にもないところだよという話をする会話を聞いたこともあるし、私も言ったことあると思いますが、やはり、それが、そうではなくて、こんなに良いところあるんだと、こんな体験ができるんだという地域の価値を、ちゃんと大人自身が見出して、評価して、そして大人が楽しい生活、楽しい事ばかりでは勿論ないんですが、そういったことをやっば、子ども達に見せていく。やはりそういった、即効性はないかもしれませんが、そういったことが大事なことだということで知事は力を込めて我々にお話されましたので、私はまさにそのとおりだなと思ってまして、町といたしましても、今までもそういう取り組みは、議員はじめ、学校の先生方や多くの関係者の方々に、そういう取り組みは今なされているというふうには思っていますが、さらにそこをしっかりと意識を持って取り組んでいくというのがまずもって、その環境づくりに資するものかなというふうには思っておりますので、甚だ、僭越ではありますが、私の認識としてはそのように思っております。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 小学校の児童の皆さんにとってはですね、一つの機会損出になっているということになります。ですからこの、その質の低下というか、その人口が減ってもですね、質が落ちないような、そういった形に是非していただいて、また、もう今シーズンはプールありませんから、来シーズン、またプールが再開できるように準備をお願いします。

それで、ちょっと話題が変わりまして、町下プールなんですけど、今そこにあるプールなんですけど、今後どのようにお考えか、ちょっと伺いたいんですけども、設備の老朽化ということがありました。例えばろ過装置もだめなんでしょうから、もう普通にプールとしてはたぶん使えないんだと思うんですけども、我々、人間が入ろうとするから問題があるのであって、大量の水が貯められる施設と見ればですね、何らか、用途があるんじゃないかな、なんて思ったりもします。もしかしたら、民間に活用方法を公募するとかですね、今ある設備、あれだけの大きな設備ですから、何らか使い道があるかもしれないと僕なんか考えてしまうんですけど、町長のお考えを伺います。

○議長（佐藤孝義君） 渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

町下プールが今、老朽化して使えない状態にあるので、もしかして、それ、新しいプールに造り変えるとか、そういうご質問にいくのかなというふうに思っていましたけど、確かにあの、あれほど大量の水が貯められる容積のあるところなんで、そういった考え方もあるんだなというふうに、今、逆に気づかせていただきましたので、その点につきましては、そういった視点で言っていたのは初めてでありますので、その辺は今日、聞かせていただきましたので、そういった視点からも、これから検討していきたいなど、研究していきたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） せっかくある設備ですので、何らか活用されたら良いんじゃないかなと思います。きれいな鯉が泳いでいても良いんじゃないでしょうか。

それではですね、二つ目の質問です。

不適切な事務についてというところですけども、昨日の答弁の中で、町民税務係長を配置し、体制の強化を図るとのことですけども、ちょっと職員体制について伺いたいと思います。課長以下、どういった職員がいらっしゃるのか、ちょっとお答えください。係長以下ですか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 町民生活課の体制でありますけれども、町民税務係というところで、税の担当が、今度、主幹兼係長1名、そして、ほかに主査が2名と、主事が1名の体制になっております。そのほかに町民税務係のほうには戸籍住民基本台帳の担当が2名、主事と主事補がおります。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。ありがとうございます。

そういった体制でですね、またやっていくということですので、なんとかうまくやっていたきたいと思います。昨日の質問でもありましたので、同じことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、特に税務に関しては、本当に我々の義務でもありますし、やっぱり一番信頼されないといけないといった部分ですので、最近はですね、いろいろ、税務に関するいろんな事務が民間企業の中でも増えているといったところもありまして、なかなか正直、評判が良くないというのが税務業務なんじゃないかなと思います。そういったところもありますので、なお、信頼が損なわれないような体制づくりは是非お願いしたいんですけども、ただですね、そうは言っても、一つやっぱり、ポイントだなと思うのは、やはりその職員一人が抱え込んでしまうという、この状況をどうにかしてほしいなと思っています。正直、こういったことはですね、今回が初めてではないわけです。表には出てこなかったわけですけども、やっぱりこれまでも、事実、ありました。やっぱり、担当者だけ、一人だけが、その仕事を担ってしまう、やってしまうということです。この答弁にも、職責の重さを再認識することが重要と、昨日の答弁ですね、昨日の答弁でもそういったことありましたが、でも、勿論、それは大事なんですけど、なんか、どうも、それだけじゃないような気がしています。やっぱりその担当者一人の問題ではなくて、これはやはり、組織で解決する力が弱いのではないかと見えてしまうんですが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

この度の不適切な事務につきましては、改めまして重ねてお詫び申し上げます。

そのうえで再発防止策につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますけど、そういう、なんていいますか、精神論的なところも大事ですけど、それだけで全て防げるものではないとも同時に思っておりますので、具体的にチェック体制といっても、具体的に何をチェックし

ていくのかというのを全部、顕在化させて、やっていく体制。あとは報告、連絡、相談が大事だということはみんなわかっていますけど、それをどうやって報告されたか、連絡したか、相談が受けやすい環境にあるかということは、具体化していくのはこれから庁内で、毎年、そういった職員構成でなる、そういった委員会もありますので、そういった中でやっておったつもりですが、それでもこういったことが起きるといことは非常に申し訳なく思っておりますので、これにつきましてはやはり、精神的な指導も、これから気を付けてくださいとか、そういったことも大事ですが、やはり、具体的にその仕事の、何を、いつまでに、どうするかっていう、いわゆる5W1Hの話になりますが、それをもう少し顕在化したチェック体制も事務改善の中で、こと税務に限らず、それぞれの中で、みんなが共有して、他人事でなくて、自分事として考えられるような体制をつくりあげていきたいというふうに思っています。

今般は課長が兼務しておりました税務の係長を9月1日付で課長は全体の指導管理ができるような位置に改めましてさせていただきまして、兼務を解き、係長を専任で配置いたしましたので、そういったことで対策は今回の部分は講じたつもりでございますが、チェック体制の甘さや、本人が抱え込んでしまう、その一番精神的なところ含めまして、大切な事柄だと思って居りますので、なお、しっかりと庁内で改めて、税務のことだけに限らず、取り組んでいきたいというふうに思います。特に、先ほど信頼が損なわれないようにということで、本当に行政の根幹の部署でありますので、その辺のところは今回の事柄をしっかりと受け止めた中で、今後、力を合わせて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 本当にこれは、僕としても、これが良いと思いますとか、こういう方法がありますよって、なかなか、ちょっと言えません。正直、本当にこれは一緒に悩んでいくしかないところなのかなとも思うんですけども、いわばこれはもうヒューマンエラーなんだろうなって思います。ヒューマンエラー、どういうふうになくしていくかといったら、これはもう、仕組みづくりに尽きるのかなというところなんだろうなって思いますけれども、これまでもいろいろ取り組まれてこられたとは思いますが、それでもなくなる。そういったところですね、どうしたらいいのかなって、ちょっと僕も考えております。

ちょっと、あまり良いことではないかなと思うんですが、ちょっと発言しますけれども、

勿論その、各事務において、その担当者は最大限努力すべき、これは間違いなくそうだと思います。ただ、どうしても、やっぱり個々の能力にはどうしても差があるのが実際仕方がないところだと思います。今回のように不祥事と言われるようなことを起こすくらいだったらですね、そのちょっと手前で、ギブアップすることがあっても良いんじゃないかなって僕は考えるんです。ちょっともう、きついです。間に合いません。仕事量が多いです。昨日の一般質問でも仕事量について言及がありました。それは、もう仕方がないのかなと思います。繰り返しますけれど、最大限努力は是非してほしい。それでも、最後にギブアップする余地を、あっても良いのかなと。そうした時に、そのチームで、カバーしようと、そういった取り組みがあっても良いのではないのでしょうか。

ちょっと手前の、僕の話になっちゃいますけど、令和元年の9月会議の一般質問でですね、同じような質問を僕、しています。久しぶりに自分の一般質問を、ネットに上がっている議会だよりを見てですね、今回の話とはやっぱ切り口が違うんですけども、ちょっと、まあ、なんていうか、僕も非常に拙い質問だったなと振り返る機会にはなったんですが、その中にですね、ちょっと引用した部分がありますので、ちょっとここで読ませてください。チームビルディングという言葉について説明しています。

チームビルディングとは、仲間が想いを一つにして、一つのゴールに向かって進んでいける組織づくりのことです。もう少し言葉を補うと、仲間が主体的に自分らしさ、多様性を発揮しつつ、相互に関わりながら一丸となって共通のゴールを達成床とチャレンジする。そうした組織をつくるための取り組み全般といえます。これはですね、あるウェブサイトからの抜粋ですけども、このチームビルディングですね、今回あの、9月会議に配付されました令和5年度の行政主要施策報告書の21ページにですね、各種研究会に参加されたという記録を見つけまして、ちょっと拝見したんですが、やはりこの個々に対する能力であったり、そういったことに言及された、そういった研修内容が多いんですけども、このチーム、組織、これに対する研修がちょっと見当たらないというのがあります。皆さん、お忙しい中、こういった研修受けに行くわけですし、チームだからということで数名がみんな抜けるということは現実的ではないのかもしれないんですが、こうした組織づくり、信頼関係づくり、こういった研修あっても良いんじゃないかなと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今、令和元年9月の、9月会議の時の当時の目黒議員のご発言を改めてご紹介いただいた中で、確かに、そういった研修は私も記憶にございません。どうしてもあの、その、初任者であれば初任者の研修、中級者、監督者という、そのステップアップの中での庁内での研修や、福島県の自治研修センターに派遣されて、出張して行って研修を受けるとか、そういった座学の研修が主で、それ以外に体験型の研修も勿論ありますけど、そういったのが主だったなと思ってますし、今も大きく違わないんじゃないかなというふうに思います。

また、なかなか義務アップすることは、おっしゃるとおり、そういう方法がある、とは思いますが、なかなか、それは本当にチーム全体で支える環境が事前に整っていないと、ギブアップすることが自分の評価が下がるんでないかとか、そういったことをどうしても自分の中で、たぶん、こう、ぐるぐるまわって、自分の今の厳しい環境を人に打ち明けられないとか、相談できないといいますか、そういったことになってしまうんじゃないかなというふうに思います。それを個人の評価じゃなくて、やはり、それが環境として、チームで理解し合うといいますか、支え合うという環境、体制が日頃からできていれば、そういった事柄になった時に、ギブアップといいますか、相談をできるんじゃないかなというふうに思いました。なので、今まで個々の研修は勿論大事でありますけど、新たな視点を、私としては不勉強だったのかなと思いますが、チーム研修ということを含めまして、担当課のほうとも、その辺の今後の研修計画の在り方を、今すぐに、どういった研修をやりますということは、この場で申し上げることはなかなか難しいんですが、その意味としては十分理解できますので、その辺のことは今後、他の自治体の例もあると思いますし、そういった考え方でやる時代といいますか、ヒューマンエラーは仕組みづくりというふうに、まさにそういった意味から、しっかりと研究をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

○5番（目黒道人君） これで終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、5番、目黒道人君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の開始時間は1時ちょうどいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後12時57分

○議長（佐藤孝義君） それでは、全員お揃いのようなので、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

4番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

[4番 菅家 忠君 登壇]

○4番（菅家 忠君） 4番、菅家でございます。

通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問事項は二つでございます。

一つ、只見町公共施設等総合管理計画の進捗は。

質問の要旨を述べます。

1、計画に示されている長寿命化した際の年間不足見込み額は。

2、不足見込み額解消に向けて現在までに実施している方策は。

3、その方策により不足見込み額の解消は何億円か。

4、管理に関する三つの基本的な考え方とは。

5、その考え方で実行が弱い箇所とは。

6、計画の削減目標に、将来更新費用を縮小するためには、公共施設の保有量自体を縮小する必要があります、とあり、延べ床面積で20パーセント削減の目標を立てているが、目標達成度（パーセント）は。

7、具体的な取り組み方策を掲げているが、実行が弱い箇所は。

8、10年以内に建て替え・廃止を目指すとして記載されている施設があるが、個別施設の具体的な年次計画の策定状況は。

9、計画の観光施設の課題に、劣化が進みつつある、同じ機能を有する施設の統合等を含めた再配置が課題といえます、と記載があるが再配置計画の策定状況は。

10、駅前複合施設の建物を計画されているが、本計画の達成度を評価すると、やるべきこと・決めるべきことを決めてから、やりたいことをやる順番だと考えるが、町長のお考えを伺います。

二つ目の質問にまいります。

広域で取り組むべき課題・事業とは、になります。

質問の要旨を述べます。

1、公共施設について。只見町公共施設等総合管理計画の具体的な取り組み方策には、県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討等により、施設の複合化・集約化や廃止を進め、とあります。南会津町では、当町の観光施設にあたるであろう、スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設に締める割合は29.7パーセントとなっており、その維持管理における将来コストへの高さからか、令和6年度に南会津町観光施設評価業務報告書が公表されました。実現難易度が高く、立案するのは勇気が必要な方策ですが、広域での観光施設の統合、具体的には只見スキー場と南郷スキー場を統合する考えはありますでしょうか。

2、只見町地域防災計画2編 第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備を確認し、各自治体で期限ある食料などの備蓄をしていると捉えております。例えば会津17市町村で連携することで食糧備蓄費を軽減するとともに、有事の際の協力体制の強化をする考えはあるでしょうか。

3、第4期只見川電源流域振興計画の理念・基本方針・目標に基づき、只見川電源流域振興協議会は観光と文化を中心に活動していると評価しております。この計画の本筋にはありませんが、医療・福祉・広域交通事業の必要性のお考えはあるでしょうか。

以上、質問させていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 4番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の只見町公共施設等総合管理計画の進捗についてのご質問であります。項目ごとにお答えいたします。

まず、1点目の計画に示されている長寿命化した際の年間不足見込み額でございますが、40年間の平均で約4億円を見込んでおります。

2点目の不足見込み額解消に向けて実施している方策についてであります。日常的な点検や施設や設備の定期点検により劣化状況を把握するとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修により予防保全に努めております。また、大規模改修や建て替えにつきましては、更新

時期の集中を避け、単年度ごとの財政支出の縮減と平準化に努めております。

3点目の、その方策により解消される不足額についてであります。

計画上、年間の維持更新コストを約17億円と見込んでおりますが、令和4年度における維持補修費及び普通建設事業費が約15億3,000万円、令和5年度が約12億5,000万円となっております。

4点目の管理に関する三つの基本的な考え方についてであります。

一つ目は、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量の縮減、公共施設のコンパクト化による供給量の適正化に努めてまいります。

二つ目は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕等により品質保持や機能改善を図り、長寿命化を推進し既存施設の有効活用に努めてまいります。

三つ目は、情報の一元化や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の維持管理費用の平準化及び民間活力の導入検討等により、効率的な管理・運営に努めてまいります。

5点目の基本的な考え方で実行が弱い箇所についてであります。まずは供給量の適正化において、統廃合や規模縮小による施設総量の減少が進まない状況にあります。また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築にも着手できていない状況となっております。

6点目の延べ床面積の削減目標20パーセントの達成度についてであります。現状は5点目で申し上げたとおり、施設の統廃合や規模縮小が進まない中で、新たな施設が増えている状況にあり、延べ床面積は1,267平方メートルほど増えております。

7点目の具体的な取り組み方策で実行が弱い箇所についてであります。この点につきましても5点目と同様に供給量の適正化のための複合化・集約化や廃止を推進する必要があります。しかし、広大な面積の中に公共施設が点在している現状にあり、複合化・集約化や廃止が進まない状況となっております。

8点目の個別施設の具体的な再配置計画の策定状況についてであります。総合管理計画及び個別施設計画では、概ねの更新時期を記載しており、個別の年次計画の作成には至っておりません。小規模な施設については、実施計画を作成する中で事業精査を行い、大規模な施設については利用状況などの施設の在り方を検討し、合意形成を図ったうえで財政状況を勘案しながら再配置を検討してまいります。

9点目の観光施設の再配置計画の策定状況についてであります。観光施設全体の現状を鑑みますと、課題として認識はしておりますが、計画策定までは至っていない状況となっております。

10点目の駅前複合施設建設計画の順番の考え方であります。只見町公共施設等総合管理計画は、既存の公共施設の在り方の検討を進めるうえで重要な計画であるとの認識は同じでありますし、本計画に記載されている事柄につきましては、やるべきこと・決めるべきことにあたるものと思われれます。

今般の駅前複合施設建設計画は、今後開通が見込まれる国道289号八十里越道路や商店の減少など町内の現状を踏まえた喫緊の課題対応を目的とした計画であり、やりたいことになると考えますが、駅前複合施設建設と併せて同じ機能を有する施設の統廃合を含めた再配置計画を検討していく必要があるものと考えます。

次に、広域で取り組むべき課題・事業とは、のご質問でございますが、項目ごとにお答えいたします。

1点目の公共施設について、只見スキー場と南郷スキー場を統合する考えについてであります。

まず、只見スキー場につきましては、町民の皆様や子どもたちのスポーツ活動の場として活用いただいているほか、冬期間の雇用場としての役割も兼ねている施設と考えております。規模は小さいですが、町にとってはちょうどいい施設と判断しておりますので、引き続きの機能の維持、安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

今般、南会津町で公表された観光施設評価業務報告書は、投資対効果（経済合理性）に基づく判断を報告書としてまとめたものと思われれますので、今後の動向に注意してまいりたいと考えております。

2点目の広域で連携することで食糧備蓄費の軽減や、有事の際の協力体制を強化する考えは、とのお質しについてでございます。近隣自治体との協力体制については、南会津郡内町村消防相互応援協定、只見町・金山町・昭和村消防相互応援協定、南会津郡・西白河郡災害時における相互応援協定、福島県只見町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定、新潟県魚沼市と福島県只見町との災害時における相互応援に関する協定書があります。その中で、食料、飲料水の提供については、南会津・西白河郡、三条市、魚沼市との協定で交わしております。

また、令和5年10月24日に福島県と県内59市町村で、大規模災害時におけるふくしま災害時応援チームによる相互応援等に関する協定書を締結しました。これは県と県内市町村が被災市町村に職員を派遣し、ふくしま災害時相互応援チームとして被災市町村を応援するものであります。

既存の協定での協力体制を確認するとともに、必要な協力体制について研究していきたいというふうに考えております。

3点目の只見川電源流域振興協議会における、医療・福祉・広域交通事業の必要性の考えであります。これは構成町村全体に共通する課題であることの認識は菅家議員と同様であります。本協議会は文化・観光を発信するため平成元年に発足し現在に至っておりますので、貴重なご提案として受け止めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 適切なお答弁をいただきました。

先に申し上げたいところはですね、私は只見スキー場はとても大切な施設だと思っているところをご理解いただきたいと思います。

具体的に言うと、私はスキーは滑れませんが、多い時には週に5日ほど、お昼ご飯を食べに行かせていただきますので、とても大切な施設だと思っているところをご理解いただきたいと思います。

ちょっと少し、話大きくなりますが、我々、議会議員の仕事の中にはですね、行政の監視というものがあるというふうに承知をしております。私が捉えている監視とはですね、原則ですね、計画どおり当局の方々が実施されているかという視点を重きを置いております。ですので、そこに私の感想やですね、良い・悪いだとか、好き・嫌いというものは入れるものではないなというふうに捉えております。

また、そういった計画はですね、将来のために今、何をしなければいけないのかというふうなことが多く書いているものだというふうに考えておまして、その視点で書かれているものはほとんどこう、良いこととか、が書かれていないなというふうな印象を受けております。

またですね、町民の皆様のほとんどはですね、公共施設の削減をですね、望まれる方はほぼいらっしゃらないなというふうにも感じているところでございます。

ここの辺りがですね、非常にまあ、町の当局の方もなかなか難しいというところだとは思いますが、町民の皆様がですね、望まないことをですね、今やらなければいけないということが書かれているというところが非常に苦しいなと思っております。

私としてはですね、この計画を見るにあたってですね、結論としましては計画では公共施設ですね、を減らす計画ですけども、逆に今、公共施設の延べ床面積は増えているという現状をですね、どういうふうに伝えていくかというところはですね、やはりまあ、答弁いただいた内容を端的に申しますと、将来世代に毎年4億円の負担をしてくださいねということはですね、私はちょっと、将来世代には言えないなというところで、対して今回の質問に至っておるところでございます。

そういった町にですね、帰ってきてねだとか、とは勿論言いませんし、子どもたちがですね、只見町に残るだとか、帰ってくる、そういった選択肢ですね、そういった可能性を多くするのが私達の仕事だと思っております。

そのためにですね、公共施設等の総合管理計画あると考えておりますが、将来の子どもたちに負担を背負わせないためにこの計画はあると考えておりますが、町のお考えを一度伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、施設を多く持っていますと、それに付随する維持補修費等嵩んでまいりますので、そういったものが将来的に負担課題にならないようにということで適正な管理をしていく必要があるということでの計画を定めさせていただいております。おっしゃるとおりに将来に向かってそういったものがどんどん増えていかない、負担を残さないということで考えているものだというふうに認識してございます。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 先日のですね、全員協議会でもお伝えはしましたがですね、私は町全体での青写真というものが需要ではないかなと申しております。その青写真というところ、もう少しこう、わかりやすい言葉はないかなというところで言葉を考えたんですけども、只見町のですね、10年、20年先を見据えた場所を伴う役割分担ではないかなというふうに思っております。そちらをですね、協議ではなくて決める必要があるなという、決定する、決断する必要があるなというふうに思っております。で、そのベースになるのが只見町の場合

合は公共施設管理計画かなというふうに感じているところでございます。ここをですね、町全体の都市計画みたいなものを決めないとですね、個人の感情で公共施設、あれは必要だ、あれは残さんなんねえという考えもありますし、あんなものはいらぬというお考えもあるでしょうし、これが重要だと言え、いや、こっちが重要だという、町民の皆様やですね、議員等の様々な考えが、お考えがあつて決められなくて今現在に至っているのではないかなと思っております。

ですので、私としてはですね、町当局と議会です、かなりこう、本腰を入れて議論をしなければいけないのは、ここの箇所ですね、場所を伴う役割分担、主に公共施設を議論しなければいけないのではないかなというふうに思っております。ここが決まれば大枠のことは大体進んでいくのではないかなと思いますが、こういった計画の考えの必要性はお持ちかどうかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今、ご発言のありました菅家議員のお話につきまして申し上げますが、本当にあの、将来世代に対して負担を残すというような環境では本当に、帰ってきてほしいとか、そのまま残してほしいというのは難しいんじゃないかと。そのことはよくわかります。

ですので、そういった将来世代の負担を極力低減する、ないのが一番良いんですが、そういった努力はしていくべきだということはよく理解しております。

そのうえでそれをどうやって達成するのか、のお話ですが、行政サービスということで、様々、施設整備、管理をしながら、その目的に沿った活用、運営を図っているところでありますが、やはり、このような環境になりますと議員おっしゃるように、そういった考え方を、持って取り組んでいくべきだというふうに思います。

ただ、その時に1点、私が思いますのは、冒頭、議会の皆さんは行政の監視をする立場だということから、この管理計画のことについていろいろご指摘やご意見を賜れるものと思いますが、やはりそれを今後、青写真、場所を決める等々やっていくときには、やはり提案は私どもが職員と一緒に、町民の声を聴きながらやっていますが、最終的には議会の皆さんとともに決定させていただきたいと思いますので、その時は行政の監視ということもありますが、共に方向性を決定したという立場は共有していただかないと、なかなか、個別の議論に至った時に難しいところが出てくるのかなと思いますので、少し僭越ながら踏み

込んだ発言をしてしまって相済みませんが、そういった点も踏まえまして、お力をお貸しいただきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ご答弁いただきました。

町長がご発言の内容、そのとおりだと思っております。責任を取るのは我々側だと、議会側だと思っております。ですので、その責任に対して、決断に対して責任をずっと取っていくというのが我々議会議員の職責だろうというふうに承知しておりますので、おっしゃるとおりだと思います。特に踏み込んだ発言ではないかなと思います。

あと、私のほうでですね、最近、P D C Aで行政のほうは進めていただいております、スクラップビルドでいきたいという形、必要なものと役目が終えたものを整理して新しく必要なものをつくっていきこうと、そういったことを取り組まれているというふうに思っておりますがですね、なかなか現状としては難しいというふうなところで捉えております。

私もですね、今までですね、厳しい指摘もしておりますし、ここができていないのではないかというような発言を多々しておりますけれどもですね、このやり方を4年間ほどやってですね、成果が出ないなというふうに自分で反省をしております。以前お話したかもしれませんがですね、子どもとですね、北風と太陽の絵本を読んでおまして、最近、またちょっと見直しますと、やはりこう、旅人の方が町当局の方に見えまして、北風が私に見えたというところで、また反省をしたところなんですけれども、行政の方が得意なことと苦手なことがあるなと思っております、なので、苦手なことは私のほうで努力すれば良いのではないかなという結論に一旦、今は至っております。ですので、以前もですね、P D C Aではなくて、今の只見町行政はP D P Dだと、P l a nとD o、P l a nとD oだけではないかというふうな厳しいことも言いましたし、今の現状を見るとスクラップアンドビルドではなくて、ビルドアンドビルドだなというふうに評価をしております。ですので、P D C Aのチェックがですね、苦手なのであれば、私のほうで可能な限り、言われることはやったほうが良いでしょうし、スクラップアンドビルドのスクラップのほうで苦手なのであれば、私のほうから勇気を持って発言することが必要なのではないかなと思っております。

ですので、目指すべきゴールというのはですね、お互いに立場は違えど、大きく変わるものではないと思っておりますので、そういったですね、先ほどの施設の話ではないですが、お互いの役割分担というものが大切なのではないかなと最近、私は思っている次第でございます。

ます。

なので、少しですね、計画がなかなかうまく進まないなというところも少し、進んでいないなというところ鑑みましてですね、昨日であったでしょうかね、7番議員のほうですね、良い問題提起をしていただいたなというふうに考えております。7番議員のですね、ご発言では、今までと同じやり方をするのか、するのでしょうかというようなご発言があったかと思ひまして、そこにこう、計画の進展の進め方の部分が集約されているなと思っております、おそらく7番議員のお伝えしたかったことはですね、議会の理解を得ずに予算執行をするのかというような、するやり方を続けるのですかというような趣旨に近かったのではないかなと勝手に思っております。その結果、町長のほうからもですね、町当局としては説明を尽くしているというふうな理解で、議会としてはまだ、説明は聞くに留めたとか、そういった大きく、合意形成の着地点の現在地が異なっているので、こういったことがあるのではないかなというふうに捉えております。ですので、公共施設のほうも、じゃあ、どこを、なんとかかんとか、みたいな時にはこういうことがまた起きるんではないかなと思っておりますので、少し考えたところであります。

また、少し、ちょっとお話が少し、ちょっと大きくなって大変恐縮なんですけど、最近ですね、ある法律学者の言葉をですね、教えていただいたことがありまして、とても良い言葉だなと思ひましたので、こういった際には使えるかなと思っております、ちょっと紹介をします。

法律はですね、人々の自由を最大化するものというふうな言葉を教えていただきました。その法律学者の方が言うにはです。これは一般的には逆の見方ですけど、大切な視点だなというふうに思っております。私の捉え方としてはですね、法令遵守は勿論なんですけども、法律や条例にやってはならないと書いていないのであれば、公益に通ずるならばやって良いというふうに私は考えております。尚且つ、法律は人によって異なる解釈ができるように幅を持たせて作られているとも考えておりますので、そういった視点から申しますと、只見町の議会基本条例、私どもが一番、最高規範とする条例ですけども、委員会の運営というものが第23条にありまして、その2はですね、委員長は自由討議による合意形成を努め、という文言がございます。またですね、只見町議会委員会条例14条、表決にはですね、委員会の議事は出席委員の過半数で決しとございます。また、議事という言葉はですね、議事という言葉は、一連の議論の内容や会議そのものを議事と呼ぶというふうにございます。つまり

ですね、委員会である程度の方向性、この計画が良いのか・悪いのか、構想が良いのか・悪いのかは委員会での方向性は決められるというふうに私は読んでおりますので、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計というふうな段階があるのであれば、一つ一つ、基本構想は委員会での合意形成を図っていただけないでしょうかという提案ができるというふうに考えることができるのではないかなというふうに私は思っておりますので、そういったところ、また、その審査の基準というのは只見町の議会基本条例第15条にも記載がございますので、そういった視点を持ってお互いの合意形成の現在地を確認するということが一つの案としてできるのではないかなと思っております。ですので、町当局にあたってはですね、委員会調査の在り方ですね、今までのやり方で良いのかという部分をですね、一度再考いただきたいと思いますが、そのお考えを述べていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本来であれば、私の立場で議会並びに委員会の審議の在り方、採決の在り方を申し述べるのは、聊か、適切ではないのではないかなというふうに思いながら議員のお話を伺っております。おりました。

しかしながら、今、一般質問という中で、あえて受け止め方を今問われていますので話をさせていただきますが、これはあの、町長がそこまで言うのかということがもしかすると、なるかもしれませんが、それは今、一般質問を受けるという形で、これは是非、ご容赦いただきたいなと思います。

本来であれば、聊か、過ぎるのではないかなという話になるかもしれませんが。私もまあ、今日はどうも、昔、大昔の話ばかりするようになりますが、昔あの、議会事務局の職員書記として5年間ほど、職務に携わらせていただきました。当時は議員の方が18名いらっしゃいまして、常任委員会も、特別委員会も、ほぼ常設のように特別委員会もありました。

そういった中で、当時は、それが良いか・悪いかではなくて、所属委員会で話し合われたことを本会議では、そこに所属する委員の方は基本的に質問されないということでございました。今の構成で例えて言えば、経済委員会に話して審議尽くしていただいたものを、本会議に議題になった時に、それに対して経済委員会の方は質問しないと。その逆も有です。ですが、どうしても経済委員会の中で決まっても、自分は多数決で決まったけども、それは自分としては納得いかないんだということは少数意見の留保という中で、その弁明というか、

発言の機会を得るということでありました。ので、当時、所属委員会の方が本会議で発言されると、当時の議長から度々、注意を受けたということがありまして、その議員の方はその注意を受け入れて発言を控えたということをよく記憶しております。

あとそれから、よく、過去あったのは、委員会に担当課長説明しました。ということで、質問なかったのか、反対意見とか何か追加の意見なかったのかと。ありませんでしたということで返ってくる。そうするとご理解を得たものとして本会議に提案しようとする。そうすると、その前日あたりに、いやいや、了解得られてないみたいだぞということで、その本会議の前日の夜にてんやわんやの騒ぎになるということがありました。そうすると、どうしてご発言されなかったのかな、理解得たと思ったんだけどもと言うと、いや、聞き終えただけだと、了解したわけではないという声が後になって聞こえてくるということがありましたので、それは一つの例で、いつもいつもというわけではありません。ので、大変あの、踏み込んだ話で、私の立場で誠に失礼な話しているかもしれません。その自覚があるのであらかじめお断りさせていただいておりますが、今、菅家議員おっしゃっていることはとっても大事なことだというふうに思っておりますので、やはりそれぞれの常任委員会で十分にご審議をしていただくためには、やはり我々、町長をはじめ説明員がしっかりと説明して、資料を提示して、審議を尽くしていただくということとはとっても大事だと思っておりますが、その辺のところ私の立場で申し上げますと少し幅があったのかなというふうに思っておりますので、そういったこと、過去の例ですけど、そういった幅のあることが必ずしも悪いとばかりも言えないかもしれませんが、そういったこともありましたということで、そういった中で私はじめ説明員に求められる態度もわかりますが、併せまして、その議会の、委員会の、その辺の採決といいますか、非常に申し訳ない言い方になりますが、そこら辺もやっぱり、一緒になっていろいろご再考、ご検討いただければなという気持ちがないわけでもありませんので、非常にあの、申し訳ない言い方になっておるかと思いますが、その点はお詫びを申し上げます、是非、一緒になって良い町をつくっていくための審議を尽くして皆さんにいただきますよう、今の質問に答える形で、どうかともお願い申し上げます。これからもご指導よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） とても勇気が必要な発言であったかなと感じております。

私としても、今、私ども只見町議会というのはですね、諸先輩方の努力の積み重ねで私ど

もが今あると、こういった恵まれた環境で勉強ができる環境も、その先輩方のおかげでございます。ですので、そういったですね、違う立場からの視点だとか、そういった歴史というものを教えていただいて、いただけたというところは、不適切な発言かもしれませんが、私はとても感謝をしておるところでございます。

広域のところは少し、お話、二つ目の視点にいきたいなと思っております。

広域のことで関することですね、前々からいろいろと思っていたところがあって、特に今回のその医療・福祉関係で特に何かできないかなというところで少し考えた次第でこの質問に至っております。

まずですね、南会津医療圏という言葉は少し調べてみました。南会津医療圏で調べますと、日本医師会のページが出てきまして、そこはですね、福島県会津・南会津医療圏というふうに出ております。面積もですね、南会津ではなくて会津の17市町村の内容がデータが出ておまして、まずここがですね、一つ、ここの捉え方がどうなのだろうなというところ、ちょっと私、不勉強なもので、昔からこうであったのかなというところも踏まえて、ご存じだったらちょっとご説明いただきましたんですけども。

またですね、令和6年の3月にですね、第8次福島県医療計画というものが策定されておるといふふうに承知しておまして、その一部にはですね、福島県の地域医療構想というものもあるというふうに承知をしております。その該当箇所を見たんですが、そちらにもですね、合同の医療圏というふうな表記がありました。その数字というものがですね、今現在の南会津のですね、切迫した医療状況が記載してあるとは読み取れなかったものですので、それ、私、あまり適切な表現ではないなというふうに把握をしておまして、その辺りの、昔は二つ、ちゃんとあったのか。データとしては南会津の現状が見えにくいなというふうに捉えたのですが、当局のお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、かつては南会津医療圏でした。ですから、南会津医療圏としてのお医者さんの数とか、様々な医療資源が一目瞭然で出てきました。ので、よりひっ迫した状況がわかるという環境でした。

ここから先は私、なかなか言い難いんですが、様々ありまして、会津医療圏に吸収された形になってます。ということは、逆に言えば南会津医療圏の、会津全体でも医師不足ですが、

より深刻なのは南会津医療圏ですが、その数字がすぐにはわからない状況になっております。議員おっしゃるとおりです。様々あって、そうなっているということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますとあと、ほかのところにもですね、会津・南会津医療圏退院調整ルールみたいなものも見まして、そちらも今、同じように今、統一、共通のルールというふうな形になっておりまして、今そういうふうになっているんだなというふうに捉えたところでございます。

前向きに捉えますとですね、なかなか前向きには捉えるの難しいんですが、既に広域化されているという見方を頑張ればできるのではないかなと思っております。そうなれば、その視点を持てば、平準化されていないのではないかという訴えが私はできるのではないかなと思います。ですので、特にひっ迫している南会津医療圏というものと会津の部分でバランスがとれていないから平準化してくださいよとは、広域化になっている考えで強引に見れば良いのではないかなということが言えるのではないかなと思います。

ということは、両沼郡。両沼郡ですね。金山と含めた両沼郡と南会津郡で、医療圏の線は引かないとも読めるわけです。そうしますと、大塩まで来ていらっしゃるですね、奥会津在宅医療センターとの連携の拡充ができないかと。そういったところの視点も捉えられるのではないかなと思っております。

また、博士トンネルの開通でですね、昭和村は三島町の宮下病院と会津若松付近の病院とほぼ同時刻で行けるような環境に最近変わったわけでありまして。そうすると、こういった視点を持つと、只見にとっての医療圏の拡充というものの可能性が考えられるのではないかなというふうに私は資料を見て思ったわけですがけれども、そういった視点に関して町当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

先ほど南会津医療圏はかつては独立していたと。それが会津医療圏の中に入って南会津医療圏の医療資源のひっ迫した状況が見えにくくなったと。いわゆるこう、後ろ向きと申しますか、悲観的な発言をしました。それで、様々ありましたということで、何を言ってるかわからないということですが、そこで今までは止まってました。やはり今、菅家議員のほうから、本当に今、それは多くの先生方と私なりに、なかなか、私の行動が全て、基本的に出て

いるわけですが、全てまあ、出ているかどうかわかりませんが、私の行動が。そういった話を今、するべきだということまでできてます。ですから、そういった視点でのご発言いただいたのは、私はあの、初めてだなというふうに思ってますので、非常にあの、心強く思ってた話を伺っておりました。やはり、そういった視点を持ってこれからは取り組んでいかなければならないというふうに思います。

かつて独立していたと。それを過去を振り返って悲観的なことを言うんじゃないくて、会津医療圏になったわけですから、あとはその偏在、そのバランスがどうなのかということで、南会津郡の基幹病院は南会津病院ですけど、宮下病院とか、近隣の医療施設と連携する。そういった中で広域的にカバーしていくということは、これからの時代、必ずや必要なことだと思います。今までそういったことに対しての議論が深まってきませんでしたし、まずはそこまでの気づきがなかなかなくて、南会津でいろいろ考えてましたので、これからそういったことを考えていかなくちゃいけませんよねという話をいろいろしていた段階だったんで、今日は正直言って、甚だ失礼ですが、びっくりしました。本当にこのようなご質問、ご提言をいただけることは本当に嬉しく思ってます。そういった着眼点を持ってこれからの時代は取り組んでいかなければならないと思いますので、そういったご提案をいただき非常にありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 私のほうでもう少し、今の会津医療圏・南会津医療圏の数字というものの見たんですけれども、例えばですね、近隣のところで南会津病院ですね。そこは病床数98床と出ておまして、医師の方、常勤医師は10名となっております。宮下病院はですね、32床で医師が7人となっております、病床数は3倍ほどなのに医師はわずか3人しか増えてないというところがあったりするんですけども、ここだけを見るとですね、非常にバランスが悪いなというふうに見えなくもないなと思っておりますが、けれども、この宮下病院の医師の中には、奥会津在宅医療センターの医師の数も入っているようです。私のちょっと捉え方がそうであれば。ですので、データというのは非常に、単直に見ると危険だなというところも承知しておりますので、なので、全体で何を目的に、どういうことをしようとしているのかということも踏まえた数字との見方がとても大切だなというふうな感じを受けております。

またですね、第8次福島県医療計画の策定委員の名簿というのが資料に載っておりました。

そのところのですね、地域医療部会、会津・南会津の部会です。部会と言われるものを見てみたんですけど、名簿をですね。そこにはですね、只見町の実状をですね、理解いただいていると思われる方は、私が知る範囲ではお名前見つけれませんでした。その、ご存じだなという方はですね、別の部会にいらっしゃったんです。ですので、もし、その方々が只見の医療の実情を訴えていただけたのであれば、この第8次の医療計画、福島県の医療計画はもう少し違うものになった可能性もあるなというふうに資料を見て思ったところでございます。

この計画はですね、2029年までの5年間ですね、2024からのものがございますので、我々が行動を起こすわかりやすいところとしましては、この策定委員ですね、会津・南会津の医療圏のことがわかっている方ですね、その策定委員、地域医療のほうでもいいんですけども、その策定委員の推薦をですね、そこを尽力して、そこに適切な委員を推薦するという行動が必要ではないかと私は思った次第なんですけど、そういったお考えというものはいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

それはあくまでも福島県の委員会といいますか、会議でありまして、その委員の選出にあたってはまあ、福島県、元を言えば知事になりますが、福島県でなされることなんで、簡単ではないのかなと思います。

あとは、例えば、只見町から推薦してくださいであれば、そういったことは意思表示できますし、例えば南会津地方町村会の中で推薦してくださいということであれば、それは、そういったことを申し上げる機会はあるんですが、今の選出の仕方はそういうふうにはなっておりませんので、そういった中であって、どういように声を挙げていくのかと、そういった実情を、基本的には皆さん、ご存じであろうなというふうには思ってますが、より詳しくということになれば、菅家議員おっしゃる、そういった方の選考は好ましいと思いますが、その術を今のところ持っておりませんので、そこら辺の実情はご理解いただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 実状、承知いたしました。

あと少し、医療・福祉関係で診療所の話をし、1件ちょっとあるんですけども、昨日

ですね、11番議員のほうでですね、ご質問された訪問看護ステーションのところ、広域のところもあって、只見町の医療関係どうするかというところなんですけども、ご答弁の中でですね、診療所のスタッフと訪問看護ステーションのスタッフは分けなければならないというふうなことをご答弁をいただきました。その後、私なりに調べたところですね、広域社団法人日本看護学会が発行されております、訪問看護出向事業ガイドラインというものが拝見しました。これ、どういうものかというの、図があったんですけども、端的にいうと、読み取れてないところをご容赦いただきたいんですが、診療所から訪問看護ステーションに職員を出向できるというふうに読めたような気がしましたので、そのあたりの今の町の捉え方を教えていただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問にお答えいたします。

診療所の職員を訪問看護ステーションに、例えば出向という形をとるということは可能かと思えますけれども、いずれ、その職員が診療所の業務に携わることはできないものと考えられるというか、その法人が分かれてしまうので、出向する・しないに関わらず、仕事を行ったり来たりして仕事をすることはできないのかなと。そう考えますと、出向することでその課題を解決することは少し難しいのではないかなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 通告にないことに答弁いただきまして感謝申し上げます。大変失礼しました。

今回で、最後、ちょっとまとめと申しますか、最後、発言をしたいと思うんですけども、主に公共施設の在り方だとか、その将来世代のところから入りまして、公共施設というものの在り方、町単独ではなくて広域でも考えていかなければならないのかなという感じで、形で今回質問に至ったところでございます。

公共施設をなくすというのはですね、はい、そうですかとはいかないなというふうに感じておるところでございます。

私なりのその公共施設、何故あるかというところから少しちょっと、勉強したんですけども、都会ではですね、例えばショッピングモールみたいなものは民間の方が自前で全て営利目的で成り立つというふうに捉えております。けれども、我々の只見町ではそういった施設は成り立たないので、そういう施設はないと。けれども、そういうのがあったら良いよね

と思うので、町が建てるというところの考え方だと思います。ですので、民間が入ってこれないということは、基本的に公共施設は全て、赤字が前提で造られておるといふふうに捉えておまして、その、なので黒字化を目指すということはまず間違いだなといふふうに私は捉えております。ですので、その設置した施設、例えば温泉施設でいうなら、町民の福祉の増進のためにあるわけで、それがあから只見町に住んで良かったねと。そこがいくら払えるかという線引きが難しいので、ここの判断基準が難しいなど、数字だけではない感情の部分というものを大切にしなければならないので判断が難しいといふふうに考えているところでございます。

私はですね、只見スキー場も南郷スキー場もですね、住民にとってとても大切な施設だなといふふうに思っております。ですので、一つの町が今、現状を見ますと、一つの町がですね、いろんなものを、全部の公共施設、こういうものも、ああいうものも欲しいよね、あったら良いよねと欲しがった結果ですね、ほとんどの町が等しく今、沈んできているのではないかなと感じております。ですので、計画にもございましたが、自分のところだけで全て欲しがるのは、もう、将来世代の負担になってくるのではないかなと、そこらあたりは厳しい目で見ないと、人口減少の話に繋がっていくのかなといふふうには感じでおるところでございます。

ですので、医療のお話を、聞きますと、渡部町長のほうは西部地区での視点というものを持っていらっしゃるといふふうに答弁で感じているところでございます。ですので、公共施設もですね、西部地区、奥会津地区で考える必要があるのではないかな。そういう時期にもう差し迫っているのではないかなと思っております。

こういった話をですね、広域で公共施設の在り方というものをトップ同士でいきなりこう、話されるとですね、くつつくか・離れるかのリスクが非常に高いのではないかなと思っております。町民の方同士のお話ですとですね、どうしてもこう、世間話からその進展がないなといふふうにも感じておるところでもございます。ですので、それであつたらですね、いろんな方からですね、怒られるような提案も、提言もですね、私のこういう立場であつたら発言を多少なりとも許していただけるのではないかなと思っております。今回発言をしております。

こういったところ進めるとですね、非常にお叱りも、私もこの後、受けますし、いろんなお声もいただくんですけども、勇気を持ってこういう発言をする経過あつたのはですね、ある一人の町民の方はですね、私は只見線を復活させていただいたと、思い出がある只見線

を復活させていただいたと。なので、全部をこれから残してほしいとはとても言えないというふうにおっしゃった方がいるんです。ですので、その方にとっても私は勇気をいただいて、私も勇気を持って将来世代のために公共施設20パーセント削減という目標を立てているのであれば頑張らなければいけないなということで発言をした限りです。とても大切だというところ、只見スキー場とても大好きですというところは私もお伝えしたいところ、しつこいですが、したいなと思っております。

ですので、これから当局の方、渡部町長にいたってはですね、議員から言われたから仕方がなくという理由をですね、どうにかつけていただいてですね、広域での可能性ですね、そういったものを念頭に置いた只見町、町内ですね、場所を伴う役割分担というものの計画の策定についてご提案の動きを強めていただきたいなと思います。

私の質問は、今回これで以上になります。

最後、ご答弁お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

決してあの、議員の皆さんから言われたから、自分が逃げるようなことは申し上げません。私はあの、最終的な責任は私一人にあると思っておりますので、その辺のところははっきりと申し上げておきます。

ただ、そこに至る過程の中で、やはりそういった審議を尽くしていただける、いただくようにすることが大切だと思っておりますので、その中での話ですので、最終的な責任は私一人にあります。

あとは、さっき菅家議員おっしゃったように、都市部は民間施設がありますから、本当にあの、プールのことについても、学校でプールが難しくなったときに、屋内の屋根付きの、屋内の民間施設で小学校のプールをやったというニュースも観ました。そういう代替えがすぐにでも近くにあります。そういったところがないところは、先ほど5番議員も発言にありましたけど、子どもたちの機会損失になっているというご発言ありまして、本当に聞いていて苦しくなりましたが、本当に過疎ってということは、こういう一つ一つのところに現われてくるというふうに思います。

ですから、これからは本当に勇気を持って財源確保、財政の健全化を目指す。それはまったくそのとおりでありますし、それは引き続き努めていくつもりですが、選択、何を造るか、

維持するか。何を縮小するか、やめるか。もしくは配置を変えて、その機能を代替えるかとか、そういった議論こそ勇気のある議論だろうというふうに思いますので、これからはそれをお互いに議論させていただくことができないと、本当に、私の本当、キャッチフレーズで、生き残るためのまちづくりって言葉で言うことは簡単ですけども、本当にそれに繋がらないと思いますので、本当に本日はこれからのそれを目指していくための、そこに至る大切な議論の在り方とか、過程の貴重な一般質問をいただいたというふうに思っております。ので、税金をいただいているということは適正課税に努めるということが前提にありますけども、やはりどこに投資するのか、どうするのかということは、そういった議論の積み重ねの下にあるというふうに思っておりますので、本日の一般質問の一つ一つのご提言をしっかりと受け止めまして、また、昨日、本日といただいた議員各位の一般質問、ご提言をしっかりと受け止めまして、今後の町政運営に反映することができるよう努めてまいりたいというふうに思います。

大変ありがとうございました。

○4番（菅家 忠君） 終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、4番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

次に、8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 8番、山岸国夫です。

一般質問通告書に基づき2点の質問をいたします。

1点目、難聴者への補聴器購入補助について。

身体障がい者手帳交付の対象にならない軽度・中程度の難聴者への補聴器購入補助制度の創設を求めてきました。

早期に補聴器を使用することにより、高齢者の社会活動の維持、生活の質の低下を防ぐためにも補聴器購入補助制度の創設を求めます。

6月会議の一般質問答弁で、今年度から町の健診時に75歳以上の方を対象にアンケート形式で聴こえの調査を実施する。今年度はアンケートを分析して、制度設計できるのか次の段階に進めたいとの答弁でありました。健診時のアンケート分析の結果と制度設計の方針を

伺います。

二つ目、福祉商品券（福祉灯油）の復活と制度化について。

福祉商品券（福祉灯油）の復活と制度化することを提案いたします。物価高騰が続く中で、高齢者の生活は深刻さを増しております。豪雪地帯の只見町において、お年寄りが寒い冬を暖かく過ごすために町が手立てをとることは福祉政策として、また健康を維持していくうえでも大切な施策であると考えます。これから冬の季節を迎えるにあたり、12月会議の補正に計上する考えがあるか、町長の考えを伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、難聴者への補聴器購入補助についてであります。

山岸議員から以前より身体障がい者手帳交付の対象とならない難聴者への支援として、補聴器購入補助制度の創設をご提案いただいております。本年6月会議の折には、聴こえの調査の実施と全国の動向に注視し引き続き検討していくといった答弁をさせていただきました。

山岸議員お質しの、聴こえの調査については、6月の町の総合健診を受診された75歳以上の方を対象に実施いたしました。健診会場内で304名の方から回答を得ております。304名のうち、程度の違いはあるものの約5割の方が聴こえの悪さを感じており、約3割の方が不便を感じているという結果となりました。不便を感じている方の約2割は既に補聴器を使用しておりますが、8割の方は補聴器を使用しておらず、医療機関も受診していないことがわかりました。聴こえの悪さを感じても、高齢だからや、そのうち治るだろうと考えておられる方も多いと思われまます。聴こえの悪さには様々な原因があり、受診しないことで治療に適した期間を逃してしまうことに繋がります。

また、聴こえの悪さを感じていても、不便だと感じていない方も一定数おられることもわかりました。そうした場合はご家族や周りの方が困り感を抱えている状況であると思われまます。なお、調査結果は広報ただみ10月号にて町民の方へ報告させていただく予定としております。

今回、聴こえの調査を実施したことで、高齢者の状況をある程度把握することができました。今後は聴こえの悪さを感じていても受診されていない方へ受診の勧奨とフォローアップを行っていきたいと考えております。

補聴器購入の補助制度については、全国の動向を注視しながら引き続き研究してまいります。

次に、福祉商品券（福祉灯油）の復活と制度化についてお答えいたします。

議会でご審議をいただく一般会計補正予算において、商工費に、町内利用商品券発行事業予算をお願いしております。これは町民一人あたり1万円の町内利用商品券を発行する計画で、諸物価高騰に対する経済対策として冬期間の生活の一助となるように検討したものであります。

これから冬を迎えるにあたり、暖房費のみならず生活全般に有効に活用していただければと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 再質問をさせていただきます。

1項目ずつ行いますのでよろしくお願いします。

最初に、難聴者への補聴器購入補助の件についてであります。このアンケート調査、75歳以上というふうになってますが、この75歳で年齢を区切ったその中身について、まず伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 75歳で年齢を区切ったという件につきましては、町の健診の際ということでしたので、75歳以上の方のほうが一番多いのではないかとということで保健師等と相談をしまして年齢のほうは決定をさせていただいたというものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 難聴の方は、これ、75歳になったから難聴が始まるというものではありません。低年齢での難聴の始まりというものもありますから、そういう点では、この調査では私はまあ、前の時に言えばよかったのかと思っておりますけれども、やっぱり高齢化率、65歳で今とってるわけですから、そういう点ではもっと町民の実態を調べるうえでは最低でも65歳からのほうが良かったかなというふうに感じております。

この調査の結果だけでも、約150の方が聴こえないというふうになってて、やっぱりこれだけの方がおられて、そのうち2割・30人が補聴器を使用しているけれども、あと8割、120人は補聴器まだ使用してないと、人数でいくと、パーセントで出してますから、

人数にすると大体そんな感じかなというふうに見ます。

そうすると、これだけの人が家庭生活や社会生活の中で、これまでも何度も、私これで9回目の、この問題での質問になろうかと思いますが、フレールの問題や本人の健康長寿の在り方、それからフレールの問題では、国際的な機関の報告、それから医師会の報告などをさせていただきました。これについては町長とのそのフレールの考え方について、若干、違いもありましたけれども、しかし、実際に近所で耳の悪い方やいろいろ接していく中でも、これはやっぱり日常活動で過ごしていくうえで、やはり大変な問題だなというのがこの間もずっと、特にこの質問もする中で感じております。

そういう点では、この間、質問する度に、おい、どうなった。補聴器、助成できるように、補助、金出るようになったのかというふうに、毎回、大体、議会の後に聞かれます。答えは残念ながらまだですよ。引き続き頑張ってくれというのが、この間のこの質問の後の町民とのやりとりであります。

そういう点では、6月会議での、このアンケートの分析して制度設計できるか。制度設計できるかというのは、この補聴器購入補助をするのか・しないのか。その辺の中身に私はなっていくと思うんですが、しかし、今回のこの回答の中では、そこへの方針については全国の動向を注視しながらという回答だけになっていて残念な想いであります。

で、ちょっと具体的なところお聞きしたいんですが、回答の下から3番目で、受診されていない方への受診勧奨とフォローアップを行っていききたいという答弁あります。これについては具体的にどんなことを進めるのか、それを伺います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問でございますけれども、やはり今回、アンケートを実施したことによって、自分自身、聴こえはあまり良くないなと感じている人であっても、医療機関を受診をしていないという方が多くおられたということが実態がわかったわけです。で、保健福祉課としましては、勿論、補聴器も有なのかもしれませんが、やはり自分の耳が聴こえが悪い原因は何なのかということ、やはりご自身に知っていただくことが一番必要なのだろう、保健事業としては必要なのだろうというふうに考えておまして、今回、アンケートを実施した方で受診をしていないとお答えになった方には、保健師のほうから受診のお勧めをさせていただきたいというふうに思っています。

また、頃合いをみて、受診されて、その結果がどうだったか。受診をされたか、されてい

ないか。そういったフォローアップというか、調査をしまして、耳はまあ、ただ居ても治りませんので、やはり原因を知っていただくということと、受診をまずはしていただくというのが、今、耳鼻咽喉外科学会のほうでもCM等で皆さん、ご覧になったかもしれませんが、まずは受診をしましょうというのが私達の保健福祉課として取り組んでいこうと思っている制度ということになります。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この受診を促すということについて、残念ながら診療所ではその専門の機材もなし、専門の医者もいないと。そうすると、最低でも南会津町まで行かないと、この診察は受けられないということになってきます。で、そうすると、まずはその、車の運転できない方は非常にこの難度が高くなります。一人じゃ行けない。じゃあ、家族のいる人はいいんですけど、いいんですけどと言っても、大体、家族も土日休みだとしても病院は診療は受けられないという関係で休まざるを得ないということで、この間あの、昨日・今日の一般質問の中でも診療所の問題、質問もあり答弁もありました。この医療の過疎という点では大変な中身に今、あるというふうなのは当局も議会も、これ、一致していることだと思えます。そういう点ではこのフォローアップと簡単に言っても、これはなかなか、大変な課題だなというふうに私は思ってますし、そういう点では、すぐ、この補聴器購入の補助ができないのであれば、ここで一定程度カバーしていくことも必要なのかなというふうに思いますけれども。ここは是非、保健師さん含めて頑張っていたきたいというふうに思いますけれども。

この、最後に全国の動向を注視しながら引き続き研究していくということで、この全国の動向を注視しながらというのは、どこまでの範囲で導入するのか、しないのか、の判断を答弁求めたいと思いますが、これは町長の判断だと思しますので、町長答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、山岸議員から、今回の聴こえの調査につきまして、町の総合健診の際に75歳以上の方を対象にさせていただきましたが、確かに65歳、せめて65歳以上でもよかったんではないかということで、確かに、60代の方でも聴こえの悪い方はいらっしゃるというふうに思います。そういったこと。

それからあの、受診勧奨といいますか、といっても、私どもの立場としましては、その適

正な治療の時期を逃してしまったんでは、もっと状態が悪くなるんじゃないかということで受診勧奨と言ってますが、そもそも、そういった診療機会に恵まれない地域だ。どうやって行くんだということ、まったくそのとおりであります。

そして最後に、補助の全国の動向を注視しながらということですが、一般的には只見町のほうがはるかに高齢化が進んでいるわけですから、東京23区中心に、財政的な豊かな、比較的豊かなところの、そういった補助制度があるということも、本日、9回目ですが、過去にも様々、教えてもらってます。そういった中から、只見町として、どういった基準で、どういった考え方で今後いくのかということのお質しでございますが、私といたしましては今般、75歳以上ではございますが、こういった聴こえの調査をさせていただいて、約5割の方が聴こえの悪さを感じておられるということが出ておりますので、こういった調査結果は勿論、尊重していくという立場であります。そういったところから、今後、12月の議会に向かって、この辺の補助制度についてはもう一步踏み込んだ検討をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、時期を定めず、ズルズルと、引き続き研究してまいりますという考え方はなくて、今般の聴こえ調査の結果を本日はご報告、説明させていただいて、また10月号の広報ただみにも、もっと詳細なところが広報に揚げさせていただきたいなというふうに思っておりますので、そういったところを尊重して、もう少し踏み込んだ方向性を12月には、もしまた、ご質問いただけるのであれば、その時に、この間に研究を進めまして、ご説明できるように、ご報告できるようにしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 是非とも、今、12月議会に向けて踏み込んだ対応をしていくということなんで、これまでずっと、私も議員になって一般質問もさせていただいて、全体のこの一般質問と答弁の絡みで見ましても、最初の答弁書以外、変わらないと。いろいろ、縷々、通告書に基づいてそれぞれ質問をする。で、答弁いただくと。再質問やその都度ずっと、持ち時間の中でやりとりをしておりますけれども、ほとんど最初の答弁以外、変わらないというのが私のこの間の、この一般質問での感じであります。

そういう点ではこの、最初、町長答弁聞いた時、全国の動向を注視しながらということで、また私も9回、10回、何回やれば、これ実現できるのかなというふうな想いでいましたけれども、そういう点では是非とも、12月会議に向けてしかるべき対応をお願いしたいと思

いますが、特にあの、全国の動向という点では、常に私が、一番最初に質問を開始した時から比べれば、その当時はまだ全国的にも100以下の単位でした。で、6月の時にはもう、福島県内でも6自治体。隣の金山町も実施している。そして、230台ぐらいの全国の、町長はその都市部の税金がいっぱいあるところというふうな言い方してますが、私はそうじゃないと思ってます。そうじゃない市町村も補助している自治体も見受けられました。これは6月会議の時にも質問したと思います。

そういう点では、この税金をどのようにこう、町が使っていくのか。町民が一番、困っているところにやはり、税金を使う。そういう点では町の高齢化率も、もう50パーセント近くなってますから、そういう点ではやっぱり高齢者への福祉、安心してやっぱり只見に住み続けられるというところへの、やっぱり町としての福祉政策、やっぱり温かい気持ち、それをやっぱり示していくことだと思います。そういう点での対応を求めたいと思います。

これについては先ほど町長答弁ありましたので、(聴き取り不能)の中でしかるべき対応をお願いしたいと思います。

次に、福祉商品券の復活と制度化についてであります。

この問題は、元々、この制度があって、国の補助制度。そして県の補助制度。それに基づいて町も補助していくというものがありません。もうこれは、もう十数年前からの話ですが、その後、県もなくなって、町も廃止するという動きだったというふうに中身から言えば思います。特にあの、いわゆる住民税の非課税世帯の方を、これ基準にして、の制度でありますけれども、この10年間で住民税非課税世帯の数というのは今、大体、概算で結構ですが、わかりますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 一概に今すぐ、お答えするのはなかなか難しいかと思えますけど、人口は減っていきますけれども高齢者の割合は変わらない。ですが、その人口減った分の減少はあると思えますので、減ってはいるのではないかというふうにお答えさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、減っているというふうな答弁だったのですが、この間の国の補助金含めて、物価高騰対策、補助金で、去年かな、直近では出たの。その数は今記憶にありますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 大変申し訳ありませんが、今日、具体的な数字のほうは私のほうでお答えすることはできません。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私もうる覚えなんですけど、違っていたら申し訳ないですけど、550、60世帯かなというふうに記憶してます。

で、私がこの福祉商品券を一番最初に提案した時代、8年前になりますけれども、その当時は大体、480世帯、世帯というか人数、人数です。480人ぐらいだったと思います。だから、若干、その人数自身も増えているんじゃないかというふうに見受けられます。ここは当局のほうも是非、分析はしていただきたいなというふうに思います。

私はこの質問、一般質問出して、その後、補正予算が届きましたので、大体、こういう答弁になるだろうなというふうには予測してます。でも、これ、全町民あたり1万円の交付ですから、今の社会全体での物価高騰の中身でいけば、これは町としての当然の施策かなというふうにも感じます。

何故、そのうえで私が福祉商品券のこの制度を求めているのかという点では、やはり先程の難聴者の問題もそうですが、やはりその高齢で只見町にやはり、健康で文化的な生活を送っていただく、温かい冬を過ごしていただく、そのためにもやはり、少しでも補助していくということが必要だろうということでの、この提案であります。

しかるに、今あの、寒冷地手当、職員の皆さん、いただいていると思います。私、これは悪いという形で言ってるんじゃないんです。元々のこの寒冷地手当も国家公務員もありますし、地方公務員もある。で、その制度設計も昔の1等地から4級地が変更になって、今、最高地が北海道だけと。段々、段々、これも国の政策で縮小されてきているというのが私は実感であります。そういう点ではこれは、当然の手当だというふうに理解しているわけですが。そのうえで、だから別にその、1万円を12月の補正で出しても、そういう特別困難な人には別建てで、やはりこういう制度があってもいいじゃないかということ。

この間、3・4年、この問題、提起してませんでした。それはそれなりの物価高騰対応の国からの補助金があったり、そういうものがあっての対応があったんで、あえてこの提起はしませんでした。だけど、やはり、今年その異常なやっばり物価高騰の中での対応としては、これは最低、必要だなということでの提案でありますので、その町民に1万円ずつのほ

かにやはり、別途、これは必要な政策としてどうするのか。もう一度、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

福祉灯油の件につきましては、今ほど、縷々、お話をいただきました。本当にあの、諸物価高騰の折、また、豪雪地帯である只見町にとって冬期の生活は厳しいものがありますし、暖房費も嵩みます。そういったところからのご提案だということは十分理解しております。

おっしゃるように、過去には国・県から、2分の1の原資を県のほうで補助して、町がまた2分の1上乗せして支援するという、そういった事業もございましたが、最近はそのようなのがなくなりまして、県のほうからも、そのお金は現在きておりません。なので、おっしゃるように今般の本議会に補正予算として提案させていただいている町内利用商品券発行事業につきましては、町の単独費、単費でお願いして、町民等しく、一人1万円ということであります。そして、これはあの、町内の商店で使えますので。当然。暖房費に使ってもよろしいと思いますし、それ以外の冬期間の生活を過ごしていただくための生活物資にお使いいただいても結構ですので、是非、そういった使途で予算提案させていただいておりますので、是非、ご審議のうえ、ご可決いただいて、有効にご活用いただきたいというふうに思います。

あとは、それとは別にとということでございますが、過去に、こういった事例がございました、ちょうど隣同士で同じご高齢の方がいらっしゃって、片方の一人暮らしのところには、そういった助成金がいきました。ですが、すぐ隣の、同様の環境に見えたんですが、そこにはいかなかったと。どういうことかということ、その息子さんが帰ってきて、働き始めたということで課税世帯になったということで、どうして隣の人は、〇〇さんはもらえて、私はもらえないんだろうということでお問い合わせがあって、その息子さんが帰ってきて、課税世帯になってもらえなかったという事情がありました。ですから、なかなかその辺、片方、その方も息子さんいないわけではなくて、首都圏にいらっしゃいますが、世帯は分離してますから、そういった中で片方は該当する。片方は同居しているがために、制度上のことなんでやむを得ないんですが、該当しなかったということは過去に実際ございました。そういったことで、それは制度設計の問題ではありますが、そういったことも含めまして、総合的に考えまして、今般は課税世帯・非課税世帯に関わらず、町民等しく一人1万円ということで、お使いいただけるような予算提案をさせていただいておりますので、どうかあの、慎重審議

のうえ、ご理解を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この問題で、再度こう、質問して答弁求めても、同じ答弁になると思うんですが、この補正予算の慎重審議、町長、言われておりますけれども、これはあの、一般会計の補正予算の提案と質疑じゃ、まだありませんので、私の一般質問としては福祉商品券、福祉灯油の復活と制度化。これを求めているわけでありまして。

これ以上の踏み込んだ答弁というのは、求められないなというふうに感じますので、これで終わりにしたいと思っておりますけれども、やはり、町民の暮らしに目を向けた町政の執行、財政運営、ここは肝に銘じて進めていただきたいというのは指摘しておきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

ここで、暫時、休議します。

開催時間は2時55分にします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時53分

○議長（佐藤孝義君） 皆さん、お揃いのようなので、休議前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第57号の条例、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第2、議案第57号 只見町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第57号 只見町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

すみません。説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） はい。許可します。配付してください。

〔資料配付〕

○総務企画課長（増田栄助君） 改めまして、議案第57号、ご説明をさせていただきたいと思います。

本議案、条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法と言われるものでございます。この法律の一部改正に伴いまして、マイナンバーの利用範囲の拡大、また情報連携に係る規定の見直しを行うというもので、今回、条例改正をさせていただくものでございます。

お配りしました新旧対照表資料のほうご覧いただきたいと思います。

まず1条でございますが、項目の中で法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供ということで、今回、この部分、追加をさせていただいて、町機関内での個人情報、マイナンバーに係る個人情報の提供を可能とするものでございます。

第2条については、定義としまして特定個人番号利用事務、また利用特定個人情報について追加をさせていただくものでございます。これにつきましても法第19条第8号に規定されている事務であったり情報を指してございます。

第3条につきましては、利用に加えまして、個人番号の利用に加えまして特定個人情報提供ということで、これについても町機関内での提供ということをお願いしているものでございます。

第4条でございます。ここで利用範囲ということで、別表におきます事務につきまして今回、個人番号の利用、また情報提供を可能とするということで、三つの事務について追加をさせていただいているものでございますが、裏面をご覧くださいますと、別表第1、第2、同じものでございますが、ひとり親家庭医療費の助成、また、子ども医療費の助成、重度心身障がい者医療費の助成。これに関する事務についてマイナンバーを利用しました特定情報、一般には住民基本台帳に係る住基情報、また必要に応じて税情報について利用を可能とするというものでございます。

今般、法改正の中で範囲の拡大ということで、それを条例で定めるというようなことになってございますので、条例に三つの事務を追加させていただくということでの改正でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何かありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 当たり前の話を聞いて申し訳ありませんが、これはあの、ローカルネットワークでやる話だべな。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 情報のやりとりをする場合には、おっしゃるとおり閉鎖的な回線で行うものでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第57号 只見町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第58号の条例、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第3、議案第58号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料配付の許可をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） はい。許可します。配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第58号 只見町税条例の一部を改正する条例でございます。

只見町税条例の一部を次のように改正するというので、詳細について新旧対照表、お配りいたしました資料をご覧いただきたいと思います。

主に3点ございまして、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、こちらのほう、条文の改正でございまして、第56条でありますけれども、私立学校法の改正に合わせての条文の改正になってございます。

続きまして、2ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらのほう附則でございまして、けれども、公益法人等に係る町民税の課税の特例、第4条の2。こちらのほうを削るものがあります。こちらのほう、公益法人等に係る町民税の特例、広域信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備でございまして。単に課税標準の計算を定めるものであることから条例の性格を踏まえ削除するものでございます。

続いて、3ページになります。令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例ということで、第5条の2を追加するものでございます。こちらのほう、町県民税における令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例の追加の条文でございまして。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第58号 只見町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、第58号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第59号の条例、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次、日程第4、議案第59号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（増田 功君） 議案第59号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。

只見町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条中、令和6年3月31日を令和9年3月31日に改める。

附則。この条例は公布の日から施行し、改正後の只見町税特別措置条例第3条の規定は、

令和6年4月1日から適用するというものでございます。

こちらのほう、固定資産税の過疎地域における課税免除の延長でございます。

東日本大震災復興特別区域法における課税の特例の適用期間の延長によるもので、令和6年3月31日を令和9年3月31日に改めるものでございます。

配付いたしました新旧対照表でございますけれども、3条の3行目でございますけれども期間の延長ということになってございます。こちらのほう、県の通知に基づくもので、によるものでございます。

説明は以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第59号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第60号の条例、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第5、議案第60号 只見町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（増田 功君） 議案第60号 只見町特性産業復興集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

お配りいたしました新旧対照表をご覧くださいと思います。

こちらのほう、第2条の令和6年3月31日を令和7年3月31日にするものでございます。こちらのほうは固定資産税の特定復興産業集積区域における特例の適用期限の延長でございます。東日本大震災復興特別区域法における課税の特例の適用期間の延長によるものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行する。経過措置といたしまして、改正後の只見町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後に新設し、また増設した対象施設等において適用し、同日前に新設し、または増設した対象施設等については、なお従前の例によるというものでございます。

こちらのほうも国の法改正、そして県の改正によりまして、町の改正ということになってございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この只見町特定復興産業集積区域というのは、町で言うと具体的にどういう区域になるのか、それを教えていただきたい。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 区域については町全体になってございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第60号 只見町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、第60号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第61号の条例、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、議案第61号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第61号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちらの条例の第2条の表についてなんですけれども、その中のひとり親家庭の部分につきまして、今回の議案の1枚目の記載から、裏面のひとり親家庭の記載に変更を、改正をするというものであります。

改正部分につきましては、(8) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に

関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童の部分が追記になっているというものでございます。

続きまして、一番下段のところなんですけれども、第3条第3項第2号を次のように改めるということで、次のページにまいりまして、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、小規模住宅型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童という記載に改めるものであります。これにつきましては、小規模住宅型児童養育事業を行う者が今までの条文に追加をされたという変更となっております。

続きまして、第3条第3項第4号のただし書の中の項番のずれがありましたので、項番の修正を今回行っております。

なお、こちらの改正につきましては、今年度行われました県の事務検査において追記を指摘されたということで今回改正をお願いするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第61号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、第61号は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の条例、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第7、議案第62号 只見町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長（増田 功君） 議案第62号 只見町犯罪被害者等支援条例でございます。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し基本理念を定め、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めるものでございます。

1条、目的でございます。この条例は犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、只見町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

3条に基本理念がございます。基本理念につきましては、犯罪被害者等の支援は次に掲げる事項ということで、（1）犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。（2）、2項でありますけれども、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないように十分に配慮されること。3といたしまして、3といたしまして、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。そして、4といたしまして、町及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われることとしてございます。

4条では町の責務、5条では町民の責務、6条では事業者の責務ということで定めてございます。

そして、第7条、第8条でありますけれども、経済的負担の軽減ということで、町は犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するための支援を行うものとするということでございます。

お配りいたしました資料をご覧いただきたいと思いますが、この資料の一番後ろのページになりますが、後ろから2ページ目ですが、この資料につきましては福島県の犯罪被害者等支援、福島県民向けパンフレット、一番裏にはそう書いてございまして、その一枚めくって戻っていただきます。そうしますと、イラストが入ってございますけれども、この一番右下の社会全体で支え合うというところをご覧いただきたいと思います。

福島県では、福島県犯罪被害者等支援条例を制定しています。令和4年の4月1日に施行してございます。そうしまして、今、町の条例提案をいたしましたけれども、犯罪等により被害にあわれた方のご家族やご遺族の被害からの回復や安心して再び、日常生活を営むことができるようにするということが謳われてございまして、町の条例でもありますけれども関係機関と協力しながら犯罪被害への理解を進めていこうというものでございます。

先ほど町の条例の8条で、経済的負担の軽減ということでありますけれども、こちらのほう、資料の一番最初に戻っていただきまして、令和4年の4月1日に、福島県犯罪被害者等見舞金等事業補助金制度が創設されております。その補助金制度を利用するには条例を定めて要綱を町で定めなければなりません。今回、条例に合わせて、その補助金を利用できるように要綱を定めるものでございます。

内容でありますけれども、1ページの白丸ですけれども、犯罪被害者等見舞金、そして転居費用助成金の制度概要についてでありますけれども、条例が可決されました後に、令和6年10月1日以降に発生した犯罪被害を対象に、犯罪被害者の方やその家族、ご遺族に対し、見舞金及び転居費用助成を支給しますというもので三つございます。(1)が遺族見舞金、支給額60万円。対象者は犯罪により死亡した方の第1順位遺族等になってございます。(2)、右側にいきまして、重傷病見舞金でございますけれども、支給額30万円ということで、対象者は犯罪により重傷病を負った本人ということになります。(3)番ですけれども、転居費用助成金です。助成額が20万円を上限といたしまして、犯罪により死亡した方の配偶者や2親等以内の親族、犯罪により重傷病を負った本人など。助成の内容につきましては、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる場合、同一の事案につき1回分の移転費用を助成するというで経済的負担の軽減を図っていきたいというもので

ございます。

町の経済的支援につきましては、この三つでございますけれども、国のほうで犯罪被害者支援ということで、また別の制度を設けてございます。

犯罪の定義でございますけれども、この資料の先ほど説明しました下の段になりますけれども、殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等の故意の犯罪行為などで、原則、警察が被害届を受理したものに限り、なお、過失による行為は対象外のため、交通事故は一部、危険運転致死傷を除き、含まないものでございます。住所要件につきましては、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に只見町内に住所を要する被害者、またはご遺族になります。

現在、福島県内で59市町村のうち23市町村がこの条例を定めているものでございます。只見町においても、この条例を定めて犯罪被害者等の理解を深めていければというふうに思っております。

また、今年の5月には南会津町で強盗被害もございましたので、そういったことが町内にもいつ起こるかかわからない状況になっておりますので、こういうことを備えまして町民のために制定をさせていただければと思います。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） これ、国のほうでも災害被害者に対しての遺族給付金であるとか、重病の給付金の制度がある、というふうに思いますけれども、そうした給付金との重複になっても、それは支払われるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） こちら、本町でやる、今度、助成金というんですか、給付金につきましては、見舞金ということで、あとはまあ、見舞金と、あと転居費用の助成金でございまして、国の場合はですね、犯罪被害給付制度ということで、それに応じた、例えば遺族給付金、重傷病給付金ということで、少しまた金額が違うものを用意されてございます。

○10番（鈴木好行君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○町民生活課長（増田 功君） 重複ということも、こちらも国は国の給付金になっておりま

すけれども、市町村の場合は見舞金ということでの支給になります。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今度、条例のほうに戻ってお伺いしますけれども、これ、施行が6年の10月1日からという形になっておりまして、この中に、住居の提供その他必要な施策を講ずるものとするという一文がございます。これが12条ですか、そうした場合に、これ、10月からの施行にあたって、住居というのはたぶん、町で用意する場合は公営住宅等になるかと思えますけれども、そうした準備というか、そうしたものは、これ、この議会終わってからになるかと思えますけれども、どのような形で整えていかれるのでしょうか。その手続きを教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 町だとまあ、今おっしゃいました住宅というところもありますけれども、犯罪被害者の状況によりまして、町外に出ないといけないという場合もございます。この辺につきましては、関係機関、警察そして保健福祉事務所と協議しながら、勿論、庁内の保健福祉課とも協議しながら、被害者に寄り添った提供をしていければと思っております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） この制度は、国の犯罪被害者等基本法に基づくものだと思いますが、それで、福島県は令和4年の4月1日から施行。で、犯罪というのは本当、全国的に同じようなこの対応、措置をしなきゃならないかなと思うんですが、県は令和4年に施行して、各町村のほうで、先ほど23市町村ですか、県内ではやられているということで、全県、県の中でやられていない自治体もあるということなんですが、全国的にもやはり、町村によってまちまちなのか。その辺、やはり犯罪がない事、一番なんですが、やはりこういう基本的な支援とか、そういう制度については全国一律であるべきかなと思うんですが、その辺、なんで時期的な温度差ができたのか。その辺の事情がわかれば教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 詳細な事情は承知しておりませんが、今、県のほうでは早く、各市町村に創ってくださいというふうをお願いしている状況にあります。

では、実際あの、県内で、この見舞金等の利用はあったかという、令和4年から現在ま

で、今のところはないというふうに伺っておりますので、そういったところで自治体によっては条例を創らないで、この県の補助金を受ける要綱だけに留めているところもあるというふうに聞いておりますが、やはり、今、議員がおっしゃったように、国、そして県、全国的な課題でありますので、こういったものを前向きに捉えるということが大切かなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは私からお答えいたします。

実は今年8月2日に、南会津警察署におきまして、南会津地区の犯罪被害者のネットワークの会議がございました。私、ちょうどたまたま、南会津地方の今、町村会の会長の職にありますので、その会議でも会長ということで会の進行を務めるようにということで進行を務めました。その時に南会津警察署の署長をはじめ、本署のほうからも講師の方来られまして、福島県の地図を広げられて、パワーポイントですが、その中に南会津郡4町村は空白地帯、つまり、本日お願いしている条例が未制定でした。ので、やはり国の法律に基づく、万が一の時のそういった救済制度、十分ではないかもしれませんが、ありますが、この各市町村でのこの見舞金、助成金というのは、やはり条例等に定めがないと支給できないということでありましたので、そういった中で南会津4町村はどこもないので、是非その辺を、少しでも早く制定してほしいというお願いが警察のほうからもありました。ので、その会議終わってまた数日後に、南会津地方4町村長で集まる会議がありましたので、その席上でも私のほうから、そういった会議が先日、警察署でありましたと。つきましては、南会津地方4町村が空白地帯なので、それぞれの町村でこの制定に向けてよろしく願いますということで各町村長さんにはご理解いただきました。ただ、その提出の時期は正直、まちまちかもしれませんが、私としては少しでも早く提案させていただきたいなというふうに思いまして、今般、9月会議に提案をさせていただいたという経過でございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） またつまらないことをお伺いして申し訳ないような気もしますが、この見舞金の額、60万・30万というのは何が基になってこの金額なんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 県内の他町村の見舞金の額を参考に、ほぼ、みんな同じ金額なんですけども、それで、そういう提案をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 今回、こういった条例が提案されたの、本当に良かったなと感じているところです。

この中でもですね、条例に、第6条、事業者の責務というのがありまして、事業者にとっては従業員がこういった犯罪被害という、あわれる立場になっている方がいることをたぶん、想定されているということなんだと思いますが、これ、なかなかちょっと、デリケートな話ではあるんですけども、なかなかその、例えばDV被害者の方というのは、DV加害者と共依存の関係になっているようなところがありまして、自信が被害者であるという認識がまず薄いという、そういったことがあります。で、まあ、ちょっと話にくいですが、そういったこともありますので、特にこの最後の、この県が出している、このパンフレットですね、これ、すごくわかりやすいというところがありますので、住民、それから事業者、それから働いていらっしゃる従業員の方に配付されてですね、自分で被害者なのかなといった、そういったところもですね、喚起するというか、きちっとわかっていただくという、それがないと、まず、届出されないですね。まず被害届が出ないという、そういったことにも繋がってきますので、そういった周知の方法も是非しっかりやっていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今、お質しがありましたとおり、周知について工夫をしながら図ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほか、質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第62号 只見町犯罪被害者等支援条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、第62号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号の条例、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第8、議案第63号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第63号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例の一部を次のように改正するというので、第19条をこちらの議案の記載に変えるものでございます。

今回、改正の理由としましては、マイナンバー法の一部改正によりまして、本年12月2日をもって被保険者証が廃止となります。それに伴いまして国の国民健康保険法が改正されることに伴いまして、この条例を改正するという内容になってございます。

19条の条文についてですけれども、改正前については、こちらの記載のほかに、保険料の滞納があった場合、被保険者証の返還を求め、それに応じない場合に過料を科すことができるという規定が書いてありましたけれども、被保険者証が廃止になるということで、その分を削除をさせていただいたという内容になってございます。

施行の期日につきましては、令和6年12月2日から施行ということで、経過措置につい

てもこのように定めさせていただいているものでございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第63号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でした。

(午後 3 時 4 0 分)

